申込日 平成31 年 1 月 21 日 案件名 災害救助法改正に伴う救助実施市の指定申請について 所 管 危機管理 緊急対策 課担当者 内線 X 災害救助法の改正により、内閣府令で定める基準を満たした政令市は、内閣府に指定申請を行うことにより、救助実施市 として指定を受けられることになった 概 要 これまで、指定申請に必要な神奈川県との協議を行ってきており、平時における連携体制の強化や災害時における県市 の役割について、合意がなされた。 このことを踏まえ、平成31年4月1日の救助実施市の指定公示に向け、指定申請を行うことについて諮るもの。 審議内容 救助実施市の指定申請を行うことについて (論点) 災害救助基金の積立、災害対応体制の整備、今後のスケジュール等について 施策番号及び 実施計画の なし 実施計画事業名 位置付け 平成30 政策調整会議 平成31 関係課長会議 年 12 月 21 \Box 年 1 月 21 \Box 審議日 局·区経営会議 年 月 日 政策会議 平成31 年 1 月 24 日 条例等の調整 規則 制定あり 議会上程時期 報道への情報提供 資料提供 日程等 パプリックコメント なし 時期 議会への情報提供 資料提供 調整事項 審議会等、協議 なし 個人情報の目的外利用等 なし 会等の設置 関係部局名等 調整項目 調整状況 福祉部(地域医療課) 調整済 関係部局との 資源配分計画策定に係る県との 調整 調整済 まちづくり計画部(建築・住まい政策課) 協議への参画について 経済部(産業政策課、商業観光課) 調整済 検討経過等 打合せ・会議の経過 月 В 会議名等 内 玆 H30.7.13 危機管理責任者会議幹事会 庁内の準備体制及び担任事務の確認 H30.10.19 危機管理責任者会議幹事会 庁内準備体制についての説明 政策調整会議 原案を 上部庁議へ付議する。 (政策会議) 結果等 【関係課長会議】 業界団体との協定締結について、作業量が明確でないとどの程度準備期間が必要か分からないため、見込 まれる作業量や行程等を示していただきたい。 神奈川県においても精査を行っているところである。調整を行い精査すべき協定を示したい。 県が協定を締結していて、市が締結していない場合、市で新たに協定を締結する必要があるのか。 県が協定を締結している団体の意思を確認し、新たな協定締結の必要性について判断していただきたいと 考えている。 資源配分計画の割合について、「東海地震」及び「南海トラフ地震」での本市の割合が少ないと感じる。 被害 想定の根拠は。 県が策定したアセスメント上での被害想定である。 国からのプッシュ型支援の配分割合が定められている。地元商店街や友好都市との協定に基づき調達する 物資や市の備蓄物資等は、資源配分計画の対象外である。 災害救助基金に関する例規の整備については、行政実例に示されているとおり法設置の基金とし、細部を規 則で定めることで問題ない。 災害救助基金は性質上、繰替運用は馴染まないと考えている。 これまでの 庁議での 【事務事業調整会議】 主な意見 他の指定都市の動向は。 明確に申請しないことを表明しているのは大阪市のみである。その他の指定都市については、道府県と協議 を行っているところである。 県による広域調整権を確保することとなっているが、これまでの災害対応とどのように異なるのか。 法改正を契機に県市の連携体制が整備され、県市の役割が明確となり、本市も救助実施市として主体的に 活動できることになる。また、県の広域調整権のもと、公平で迅速な救助が行えるようになる。 【政策調整会議】 災害救助基金について、規則ではどのようなことを定めるのか。 基金の管理及び処分、運用、一般会計への繰入等について規定するものである。 災害救助法の実際の運用について、相当の混乱が想定されるので、マニュアル等の整備を徹底されたい。 県統制部に派遣する職員の選任はいつまでに行うのか。 具体的にどの職位の職員を派遣するかについても含め、指定申請までに決定する。

事案の具体的な内容

(1)事案の概要

災害救助の円滑かつ迅速な実施を図るため、救助実施市が自らの事務として被災者の救助を行うことを可能にする制度が新たに創設された。

救助実施市の指定に必要な要件は次のとおり。

救助実施市となることを希望する市(指定都市)と都道府県の間で連携体制がとれていること。 救助実施市として必要な組織の体制が整備されていること。

救助実施市として必要な財政基盤があること。

関係する行政機関及び団体等との調整がなされていること。

- ・・・内閣府令において、都道府県は救助実施市を申請しようとする指定都市の協力の下、 資源配分計画の原案を検討することになっており、神奈川県においても平成30年7月以降、 主要3分野(物資配分、医療・助産、応急仮設住宅の供与)において協議が行われた。 なお、協議の成果については、改正災害救助法に基づ〈救助に関する覚書において書面化し、 指定申請の際に添付する。
 - ・・・具体的な基準の提示はなし。
- ・・・神奈川県の主導により、国の地方機関及び業界団体との調整が行われ、救助実施市の 効力発生日までに、協定の整理等必要な手続を行う。

(2)事業スケジュール

2月まで 災害救助基金に関する規則の整備

2月28日 内閣府へ指定申請

4月 1日(予定) 救助実施市指定公示、効力発生

4月以降 業界団体との協定締結、地域防災計画の修正

災害救助法施行細則の整備、災害救助基金の積立

(3)事業経費・財源

災害救助基金の積立 約5億円 指定公示後、効力発生日までに積み立てる。

(4)財源確保の考え方

財政調整基金の取崩しを視野に入れて、予算要求にて財務課と調整中。

(5)事業実施の効果

救助実施市に指定されることにより、次の効果が見込まれる。

避難所設置や仮設住宅の供与などの救助事務の実施について、特別基準設定の国協議が直接行えるようになるなど、より実態に即した災害対応が可能となる。

神奈川県と救助実施市(横浜市、川崎市、相模原市)が連携し、それぞれの役割を踏まえた、 円滑な災害対応を図ることができる。

(6)事業実施の課題

救助実施市に指定されることにより新たな事務(災害時の求償事務、国との協議、 県へのリエゾン派遣など)があることから、効力発生までに、災害対応体制を整備する必要がある。

庁議(政策会議) 案件申込書

	-									4	沙口	一十八、	31 ±	F	1 F]	15	日
案 件 名	次期総合	·計画基	基本構想(案	き)に	ついて													
所 管	企画即	才 政	局 企画		Ī	部		≧画政策	策課		担当者				内絲	ŧ		
概 要	平成32(2020)年度からおおむね20年後を見据えた、次期総合計画基本構想(案)を定めるもの																	
審議内容 (論点)	次期総合計画基本構想(案)について																	
実施計画の 位置付け			番号及び 画事業名															
	関係課長		<u>HTXH</u>	年	月			日 政策		策調	周整会議		<mark>年</mark>		月			日
審議(希望)日	局·区経営	学会議	年			月		日	政策会議		会議	平成31		E	1 月	3	24	日
	条例等の調整		その他 改廃あり		議会上	程時期		平成	成31年5月		定	列会議	報道	返道への情報		共	記者会	
日程等 調整事項	パプリックコメント		あり		時期	平成		31年2~	~3月		議会へ	の情報提	提供	全協		平月	P成31年2月	
#3223**X	審議会等、協議会等の設置		なし		個人情報の目的		目的	勺外利用	用等 なし									
	関係部局との 調整		関係部局名等						調整項目						調整状況			
			区政支援課、都市計画課、3区区政策課(随時開催)					区別基本計画、都市計画マスタープラン、市民参加事業 等				必要事項を随時調整						
検討経過等		_	打合せ・会議の経過 会議名等 内容															
快的艇炮守	月 H29.4.	日 24	関係課長会		内 容 次期総合計画の策定に向けた取組 ***													
	H30.2.8		政策会議					策定方針 (H30.4.18:公表)										
	H30.4月~		· ·					基本構想(事務局案)の検討										
	H30.8月~		総合計画審議会へ諮問 総合計画審議会(7回開催)				-	基本構想及び施策分野別の基本計画 基本構想の審議										
	H31.1.		総合計画審議会から答申					基本構想(答申)										
備考	策定に当たっては、より を創出し、意見の反映に努																	旧機会
	を創出し、	恵見(り反映に努	めた	(地区ま	50	⟨IJ <u>2</u>	会議、シ	ンホ	ンし	ノム、区	氏討議?	会、巾	敗を語	る会	よと)	
政策調整会議 の																		
結果等	庁内に	設置し	た総合計画	東京	E会議に	おい	て検	ぎ討を行	って	l 18	ため、	政策調	è会議	には作	寸議し	てし	ない。	
これまでの 庁議での 主な意見						/	/											

事案の具体的な内容

【事案の概要】

平成32(2020)年度からおおむね20年後を見据えた、次期総合計画基本構想(案)を定めるもの

【基本構想(案)の構成】 内容は、別紙「次期総合計画基本構想(案)」参照

- 1 基本理念
- 2 将来像
- 3 実現に向けた基本姿勢
- (1)協働によるまちづくり
- (2)暮らし満足度を高めるまちづくり
- (3)次代につなぐまちづくり
- 4 目指すまちの姿、政策
 - 目指すまちの姿 「夢と希望を持って成長できるまち」
 - 政策 1 子どもが健やかに生まれ育つ社会をつくります
 - 政策 2 生涯にわたる豊かな学びの機会をつくります
 - 目指すまちの姿 「笑顔で健やかに暮らせるまち」
 - 政策 3 共に支え合い、いきいきと暮らせる社会をつくります
 - 政策 4 健康で心豊かに暮らせる社会をつくります
 - 政策 5 個性が尊重され、人権を認め合う社会をつくります
 - 目指すまちの姿 「安全で安心な暮らしやすいまち」
 - 政策 6 災害に強い都市基盤と地域社会をつくります
 - 政策 7 安全で安心な市民生活を守ります
 - 政策 8 暮らしやすい住環境と魅力ある景観をつくります
 - 目指すまちの姿「活力と交流が新たな価値や魅力を創造するまち」
 - 政策 9 活力と魅力あふれる都市をつくります
 - 政策10 日本の経済を牽引する多様な産業を振興します
 - 政策11 基地全面返還の実現を目指します
 - 政策12 文化、スポーツに親しみ、活力と交流が生まれる環境をつくります
 - 目指すまちの姿 「人と自然が共生するまち」
 - 政策13 地球環境にやさしい社会をつくります
 - 政策14 恵み豊かな自然環境を守り育てます
 - 政策15 やすらぎと潤いがあふれる生活環境をつくります
 - 目指すまちの姿 「多様な主体との連携・協働により持続的に発展するまち」
 - 政策16 いきいきとした地域コミュニティをつくります
 - 政策17 持続可能な行財政運営を行います

【今後のスケジュール(予定)】

平成31年2月 市議会全員協議会

2月15日~3月29日 パブリックコメント

5月 庁議

市議会定例会議へ議案上程

次期総合計画 基本構想(案)

相模原市

平成31年 月

目次

1	基本理念	. 1
2	将来像	. 1
3	実現に向けた基本姿勢	. 2
	(1)協働によるまちづくり	. 2
	(2)暮らし満足度を高めるまちづくり	. 2
	(3)次代につなぐまちづくり	. 2
4	目指すまちの姿、政策	. 3
	目指すまちの姿 「夢と希望を持って成長できるまち」	. 3
	政策 1 子どもが健やかに生まれ育つ社会をつくります	. 3
	政策 2 生涯にわたる豊かな学びの機会をつくります	. 3
	目指すまちの姿 「笑顔で健やかに暮らせるまち」	. 4
	政策 3 共に支え合い、いきいきと暮らせる社会をつくります	. 4
	政策 4 健康で心豊かに暮らせる社会をつくります	. 4
	政策 5 個性が尊重され、人権を認め合う社会をつくります	. 4
	目指すまちの姿 「安全で安心な暮らしやすいまち」	. 5
	政策 6 災害に強い都市基盤と地域社会をつくります	. 5
	政策 7 安全で安心な市民生活を守ります	. 5
	政策 8 暮らしやすい住環境と魅力ある景観をつくります	. 5
	目指すまちの姿 「活力と交流が新たな価値や魅力を創造するまち」	. 6
	政策 9 活力と魅力あふれる都市をつくります	. 6
	政策10 日本の経済を牽引する多様な産業を振興します	. 6
	政策11 基地全面返還の実現を目指します	. 7
	政策 1 2 文化、スポーツに親しみ、活力と交流が生まれる環境をつくります	. 7
	目指すまちの姿 「人と自然が共生するまち」	. 8
	政策 13 地球環境にやさしい社会をつくります	. 8
	政策 1.4 恵み豊かな自然環境を守り育てます	. 8
	政策15 やすらぎと潤いがあふれる生活環境をつくります	. 8
	目指すまちの姿 「多様な主体との連携・協働により持続的に発展するまち」.	. 9
	政策16 いきいきとした地域コミュニティをつくります	. 9
	政策17 持続可能な行財政運営を行います	. 9

1 基本理念

わたしたちのまちは、丹沢の雄大な山なみ、相模川の清らかな流れ、相模野の広大な台地に抱かれ、豊かな自然の恵みのもと、歴史と文化が培われ、先人の知恵とたゆまぬ努力により発展してきました。

しかし、わたしたちを取り巻く社会は、かつて経験したことのない人口減少と世界に類を見ない高齢化という大きな課題に直面していきます。また、AI、IoTといった先端技術の急速な進展、リニア中央新幹線の整備に伴う経済・交流圏域の拡大などが、人々の暮らしや働き方に大きな変革をもたらそうとしています。

そうした社会の変化に対応し、人、自然、産業、文化などの地域資源を生かし、市民生活の質を向上させ、住み続けたいと思える快適で活力のある持続可能なまちを形成していくことは、わたしたちの責務です。

わたしたちは、共に支え合い、豊かな自然を守り育てながら、安心して住み慣れた地域で暮らせる環境をつくるとともに、ここに集う人や企業との交流を進めることにより、 地域への愛着と誇りを持てるまちを実現します。

2 将来像

基本理念に基づき、相模原市が目指すおおむね20年後の将来像を定めます。

『潤いと活力に満ち 笑顔と希望があふれるまち さがみはら』

3 実現に向けた基本姿勢

基本構想の実現に向け、全ての政策に共通する本市としての基本的な取組の姿勢を定めます。

(1) 協働によるまちづくり

市民、自治会などの地域活動団体、NPOなどの市民活動団体、企業、学校や研究機関などが、それぞれの役割や責任のもとで、相互の立場を尊重しながら、協力して市政に参画できるよう、市政に関する情報を積極的に公開し、その共有化を図ることなどを通じて、多様な主体との連携・協働によるまちづくりを進めます。

(2) 暮らし満足度を高めるまちづくり

常に最適な行政サービスを提供し、市民の暮らし満足度を高めていくため、成果重視の行政の推進、財政基盤の強化、人材の育成・活用などを進めます。また、地域資源や都市機能の相互の活用を図るなど自治体間連携をより一層深めながら、圏域全体の持続的な発展に中心的な役割を果たすとともに、自主的・自立的な都市経営に向けて地方分権改革に積極的に取り組みます。

(3) 次代につなぐまちづくり

子どもや若者をはじめ誰もが生涯にわたり活躍でき、笑顔と希望があふれるまちを次代につなぐことができるよう、教育の質の向上、地域福祉・健康づくりの推進、災害に対する都市基盤等の整備、地域経済の活性化、地球温暖化対策の推進などに、多様な主体と連携し横断的・統合的に取り組みます。

4 目指すまちの姿、政策

目指すまちの姿 「夢と希望を持って成長できるまち」

全ての子どもの権利が保障され、未来を切り拓く若者へと成長できる環境や、誰もが生涯にわたり豊かに学ぶことができる機会を整備し、夢や希望を持って自分らしくいきいきと成長できるまちをつくります。

政策1 子どもが健やかに生まれ育つ社会をつくります

少子化の進行や家族構成、就労環境の変化などにより、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化する中、子育てを社会全体で支援することや、子ども・若者が夢や 希望を持ちながら健やかに成長し、自立、活躍できる社会の実現が求められています。

こうした状況を踏まえ、多様な主体との連携により、安心して妊娠し、出産できる環境づくり、子育て支援の充実、子ども・若者の育成支援に取り組みます。

政策 2 生涯にわたる豊かな学びの機会をつくります

平均寿命が伸長する中、人生を豊かに生きていくためには、生涯にわたり学ぶことができる環境づくりが必要です。学校教育においては、子ども一人ひとりの教育的ニーズに的確に対応しながら、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むことが重要であり、また、生涯学習・社会教育においては、多様で質の高い学習機会を提供することや学んだ成果を地域での活動に生かすことができる環境づくりも求められています。

こうした状況を踏まえ、学校教育の充実や学校・家庭・地域の連携強化などにより、子どもたちの未来を切り拓く力を育むとともに、生涯学習・社会教育に関する従来の取組に加え、地域の多様な主体との連携強化により学びの機会を充実し、誰もが生涯にわたり成長し、活躍できる環境づくりを進めます。

目指すまちの姿「笑顔で健やかに暮らせるまち」

年齢や性別、国籍、障害の有無などにかかわらず、全ての市民が共に支え合いながら、 笑顔で暮らせる共生社会を実現します。また、誰もが健康で心豊かに暮らせるとともに、 平和な社会のもと、人権を認め合い、活躍できるまちをつくります。

政策3 共に支え合い、いきいきと暮らせる社会をつくります

誰もが住み慣れた地域で安全で安心して自分らしい暮らしを続けるために、市民が相互に支え合う社会の実現が求められています。

こうした状況を踏まえ、高齢者や障害者の社会参加への取組や地域生活への支援に向けた環境づくり、地域の多様な主体が連携して課題を解決していく仕組みづくりを 進めるとともに、生活困窮者などの生活の安定や自立支援に取り組みます。

政策4 健康で心豊かに暮らせる社会をつくります

一人ひとりがいのちを大切にし、生涯にわたって健康で心豊かに暮らせるよう、心と 身体の健康づくりの推進、安心して医療を受けることができる環境の整備が求められ ています。

こうした状況を踏まえ、市民主体の健康づくりを推進するとともに、超高齢化に対応 できる地域医療体制の充実や救急医療体制の確保などを進めます。

政策5 個性が尊重され、人権を認め合う社会をつくります

一人ひとりの個性が尊重され、人権を認め合う社会づくりの要請や世界の恒久平和を求める声が高まる中、障害や性の多様性などへの理解促進、性別による固定的な役割分担意識の解消、平和意識の向上が求められています。また、言語や習慣などの違いを超えて、外国人市民が社会で活躍できる環境の整備が求められています。

こうした状況を踏まえ、あらゆる施策への人権尊重の理念の反映や人権教育・啓発の 推進を図るとともに、平和意識の普及により、恒久的な世界平和の実現に貢献します。 また、女性の様々な場での活躍や多文化共生の推進など、誰もが社会に参画し活躍する ことができる環境の整備に取り組みます。

目指すまちの姿 「安全で安心な暮らしやすいまち」

自然災害や事故などから市民の生命と財産を守るとともに、良好な住環境と魅力ある景観の形成により、安全で安心な暮らしやすいまちをつくります。

政策6 災害に強い都市基盤と地域社会をつくります

甚大な被害をもたらす自然災害が各地で発生しており、首都直下地震、集中豪雨や台 風などによる大規模災害の発生に備えた対応力の一層の強化が求められています。

こうした状況を踏まえ、自然災害などから市民の生命と財産を守り、市民生活の安全性を高めるため、災害リスクを低減する計画的な都市基盤の整備・保全をはじめ、自助・共助の取組、自治体間連携などによる防災対策の推進や消防力の強化により、災害などの危機的な事象に強いまちづくりを進めます。

政策7 安全で安心な市民生活を守ります

誰もが安心して暮らせるよう、交通事故や犯罪による被害、また、感染症や食中毒などの健康被害から市民の生命と財産を守ることが求められています。

こうした状況を踏まえ、市民、関係機関等と連携し、交通安全対策・防犯対策や消費者の保護と自立に向けた取組など、安全・安心なまちづくりを進めます。併せて、人・環境・動物それぞれの分野に適した衛生管理に努め、保健衛生体制の充実を図ります。

政策8 暮らしやすい住環境と魅力ある景観をつくります

人口減少、超高齢化の進行により住環境へのニーズが変化しており、誰もが安心して暮らせる住環境の形成が求められています。また、地域の景観資源の保全や個性を生かしたまちなみの形成など、市民が誇りと愛着を持てる魅力的な景観づくりが求められています。

こうした状況を踏まえ、多様な主体との連携・協働により、安心な暮らしの実現に取り組むとともに地域特性を生かした住環境をつくります。また、山なみや農地、歴史や文化などを守り生かすとともに魅力的な市街地の景観をつくり育てることで、市民に親しまれる良好な景観を形成します。

目指すまちの姿「活力と交流が新たな価値や魅力を創造するまち」

首都圏南西部の中核となる拠点の形成などを通じて、人口減少社会においても活力とに ぎわいのあるまちづくりを進めます。あわせて、水源地域の豊かな自然、文化、スポーツ などの地域資源を活用して、市内はもとより、国内外から多くの人や企業を呼び込み、更 なる交流を生み出すことで、新たな価値や魅力が創造されるまちをつくります。また、基 地の早期全面返還の実現や基地に起因する問題の解決に向けて取り組み、市民が快適に暮 らせるまちをつくります。

政策9 活力と魅力あふれる都市をつくります

人口減少、超高齢化が進行する中においても快適に暮らせる持続可能なまちを形成するためには、地域が持つ特性や圏央道、リニア中央新幹線などの広域交通ネットワークの形成に伴う経済・交流圏域の拡大をまちづくりに生かし、更なる活力と魅力を生み出すことが求められています。

こうした状況を踏まえ、産業と住環境の調和、水源地域の自然環境や市街地の貴重なみどりの保全などを計画的に進めるとともに、生活利便施設などの維持、充実や快適な居住環境の形成に向け、人口減少、超高齢化などの社会の変化に適応できるまちづくりを進めます。また、交通ネットワークの形成を図るとともに、多様な機能が集積した広域的な拠点や地域特性を踏まえた拠点の形成を進めます。

政策10 日本の経済を牽引する多様な産業を振興します

少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少に伴い、産業の労働生産性向上や商店 街の活性化などが課題となっています。また、圏央道インターチェンジの開設やリニア 中央新幹線の駅設置に伴う拠点整備の機会を捉えた、地域経済の活性化に資する産業 の創出や環境の整備が求められています。

こうした状況を踏まえ、本市の強みである高度なものづくり技術や豊かな自然などの地域資源を生かしつつ、AI、IoT、ロボットなどの先端技術を取り入れ、活用することで、工業、農林業、商業、観光など、様々な産業分野の成長促進と新産業の創出を図ります。また、多様な働き手の活躍促進や人材の育成・確保のほか、多様な人や企業が集う環境の整備により分野間の人材や情報などの交流によるイノベーションの促進を図り、新たな価値を創造するなど、日本の経済を牽引する多様な産業を振興します。

政策11 基地全面返還の実現を目指します

本市には、現在も相模総合補給廠・キャンプ座間・相模原住宅地区の3つの米軍基地が存在し、長年にわたり市民生活や計画的なまちづくりの障害となっています。また、 米軍機による騒音被害や事故への不安など、米軍基地に起因する問題の解消が強く求められています。

こうした状況を踏まえ、基地の早期全面返還と基地周辺の生活環境の保全について、市民・市議会・行政が一体となり、粘り強い運動を展開していきます。

政策12 文化、スポーツに親しみ、活力と交流が生まれる環境をつくります

市民の心の豊かさと地域の魅力を高める上で、文化芸術活動の活性化に向けた取組は重要性を増しています。また、オリンピック・パラリンピックをはじめとした世界規模の競技大会などを契機としたスポーツへの関心、意欲の高まりを受け、市民や来訪者が恒常的にスポーツを楽しむことができるとともに、交流が生まれる環境づくりが求められています。

こうした状況を踏まえ、地域の伝統文化の振興を図るとともに、国内外の多様な文化芸術に触れることができる機会の充実を図ります。また、ライフステージや多様なニーズに応じ、生涯を通じてスポーツを楽しむことができる環境づくりを進めます。 さらに、多様な主体との連携・協働のもと、文化芸術・スポーツに関する資源を活用しながら、新たな価値や魅力を生み出し、活力と交流を創出します。

目指すまちの姿 「人と自然が共生するまち」

地球温暖化をはじめ深刻化する環境問題に対して、低炭素社会の実現や循環型社会の形成に向けた取組を進めます。また、広大で美しい山なみや豊富な水資源を有するまちとして、恵み豊かな自然を守り育てるとともに、安全で快適な生活環境を保全、創出する取組を進め、自然環境と都市環境を併せ持つ本市の特徴を生かしながら、多様な主体の連携・協働により、人と自然が共生するやすらぎと潤いのあるまちをつくります。

政策13 地球環境にやさしい社会をつくります

地球温暖化の進行により、生態系への影響や大きな自然災害など気候変動の影響が 顕在化しており、本市においても、環境を守り、持続可能な社会をつくるため、環境負 荷の低減や循環型社会の形成に向けた取組が求められています。

こうした状況を踏まえ、環境問題への理解を深める環境教育を全世代を対象に推進するとともに、再生可能エネルギーの利用促進や環境負荷の少ないライフスタイルの実現に向けた取組、ごみの減量化・資源化の推進や適正なごみ処理体制の整備などを進めます。

政策14 恵み豊かな自然環境を守り育てます

恵み豊かなみどりや水資源を将来の世代に継承していけるよう、自然保護活動の担い手不足や野生鳥獣被害の拡大、特定外来生物による生態系への影響などに対する取組が求められています。

こうした状況を踏まえ、森林の保全・活用や、水源の水質保全、野生鳥獣の適切な管理、生物多様性の保全を進めるとともに、自然とのふれあいを通じた学習活動などを推進します。

政策15 やすらぎと潤いがあふれる生活環境をつくります

快適で安全な生活を送るためには、自然がもたらすやすらぎや心地良さを身近に感じられる生活環境をつくることが求められています。

こうした状況を踏まえ、地域特性を生かした魅力ある公園の整備のほか、緑地・河川・街路樹の整備など、身近な自然やみどりと調和した環境づくりを進めるとともに、 大気、水質などの環境監視や排水、排気などの発生源対策に取り組みます。 目指すまちの姿「多様な主体との連携・協働により持続的に発展するまち」

多様な主体との連携・協働により、個性豊かな地域コミュニティをつくります。また、 積極的な情報発信により市民と行政が課題や目標を共有し、不断の行財政改革を進めるこ とで、持続的に発展するまちをつくります。

政策16 いきいきとした地域コミュニティをつくります

地域では、住民、自治会などの地域活動団体、NPOなどの市民活動団体、企業、学校などの多様な主体が、まちづくり会議をはじめとする地域活動の場において、相互に連携して横断的にまちづくりを進めています。その一方で、住民同士のつながりの希薄化や地域活動の担い手不足などが課題となっており、地域活力の維持・向上に向けた対応が求められています。

こうした状況を踏まえ、多様な主体がそれぞれの強みを生かして連携・協働し、地域 課題の解決をはじめ、区・地域の個性を生かした魅力的なまちづくり、担い手の育成、 参加しやすい環境づくりを進めます。

政策17 持続可能な行財政運営を行います

生産年齢人口の減少、社会保障費の増加、公共施設の老朽化などにより、本市の財政は引き続き厳しい状況が続くことが見込まれる中、行政サービスの効率性・有効性の更なる向上が求められています。また、こうした取組を進めるに当たっては、市政の透明性を高め、市民・市議会・行政が課題や目標に対する共通認識を持つことが重要です。

こうした状況を踏まえ、市民のニーズを捉えた質の高い行政サービスの提供や財政 基盤の強化、公共施設の適正化と効率的な維持管理・改修・更新、先端技術の活用によ る業務の効率化、積極的な情報発信やデータ提供などを進めます。

庁議(政策会議) 案件申込書

申込日 平成31 年 1 月 23 日 次期都市計画マスタープラン全体構想骨子及び立地適正化計画基本方針について 案件名 まちづくり計画 所 笀 都市建設 部 都市計画 課担当者 内線 X 平成31年度末の策定に向け取り組んでいる、おおむね20年後の目指すべき将来像とその実現に向けたまちづくりの方向 性を示す「都市計画マスタープラン」の全体構想骨子、及び今後進行する人口減少・少子高齢化に対応するための集約連 概 要 携型まちづくりを見据えた「立地適正化計画」の基本方針を定めるもの 都市計画マスタープラン全体構想骨子(案)について 審議内容 (論点) ○立地適正化計画基本方針(案)について 実施計画の 施舍番号及び 実施計画事業名 位置付け 関係課長会議 年 月 日 政策調整会議 日 審議(希望)日 平成31 局·区経営会議 年 日 年 1 24 日 月 政策会議 月 議会上程時期 報道への情報提供 資料提供 条例等の調整 なし パブリックコメント 日程等 あり 平成31年2月~3月 議会への情報提供 全協 平成31年2月 唯細 (意見募集) 調整事項 審議会等、協議 なし 個人情報の目的外利用等 なし 会等の設置 関係部局名等 調整項目 調整状況 関係部局との 企画政策課、3区区政策課、庁内 総合計画、区別計画 等 必要事項を随時調整 調整 検討部会関係各課 打合せ・会議の経過 月 В 会議名等 内 容 H30.7.17 関係課長打合せ会議 次期都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定方針(案)等 都市計画マスタープラン等策定会 H30.7.23 検討経過等 議(幹事会) 都市計画マスタープラン等策定会 H30.8.6 " 議(策定会議) H30.8.9 政策会議 都市計画マスタープラン全体構想骨子(案) 関係課長打合せ会議 H30.12.26 立地適正化計画骨子(案) 都市計画マスタープラン等策定会 H31.1.10 " 議(幹事会) 都市計画マスタープラン等策定会 H31.1.16 " 議(策定会議) 老 借 政策調整会議 結果等 庁内に設置した都市計画マスタープラン等策定会議において調整を行っているため、政策調整会議には付議していない。 都市計画マスタープラン等策定会議での主な意見 【都市計画マスタープラン】 |○将来都市構造図において、(仮称)相模野幹線を載せているが、県等との調整状況はどうなっているのか。 ○まちづくり会議や区民会議の中でも、身近な生活における意見が総合計画や都市計画マスタープランでどの ように反映されるのかを聞かれるため、今後慎重な市民説明に留意してほしい。 ○小田急多摩線の延伸構想が厚木方面までつながっているが、国の交通政策審議会の答申を踏まえての整 合が図られていない。対外的に説明がつくような載せ方にする必要がある。 これまでの 庁議での 【立地適正化計画】 主な意見 ○緑区西部地域は人口減少に対応した地域振興策や観光振興策が重要なテーマである。 また都市部にはな |い歴史的文化・伝統などもあり市のセールスポイントであると考えている。 それらを踏まえると、立地適正化計 |画を市民に示していくに際しては、人口減少対策や地域振興策等と合わせていくことが重要であり、策定時期 を含め地域への配慮を前提とした慎重な対応が望まれる。 ○立地適正化計画の規制・誘導手法は触れられていないが追加しなくてよいか。 ◯浸水想定区域に係る更新情報が出されたので注意願いたい。また、県において土砂災害特別警戒区域 |(レッドゾーン)追加の動きがある。今後は、現行の土砂災害警戒区域(イエローゾーン)の多くが土砂災害特別 警戒区域(レッドゾーン)に変更となる見込みである。

事案の具体的な内容

1 事案の概要

平成31年度末の策定に向け取り組んでいる、おおむね20年後の目指すべき将来像とその実現に向けたまちづくりの方向性を示す「都市計画マスタープラン」の全体構想骨子、及び今後進行する人口減少・少子高齢化に対応するための集約連携型まちづくりを見据えた「立地適正化計画」の基本方針について審議するもの。

- (1)都市計画マスタープラン全体構想骨子(案)
 - ・都市づくりの基本理念と将来像
 - ・都市づくりの基本目標
 - ·将来都市構造 等
- (2)立地適正化計画基本方針(案)
 - ・立地適正化計画の概要
 - ・現況・課題と立地適正化の必要性
 - ・目指すべき都市の骨格構造
 - ・立地の適正化に関する基本方針

2 スケジュール

平成30年度

- ・都市計画審議会への答申
- ・次期都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定方針
- ·まちづくり会議(22地区)への説明
- ·庁内検討部会(都市機能部会、土地利用部会、交通·道路網部会、景観·住宅·環境部会)【継続】
- ·都市計画審議会小委員会【継続】
- ·全体構想骨子(案)·立地適正化計画基本方針(案)

平成31年度

- ·庁内検討部会(都市機能部会、土地利用部会、交通·道路網部会、景観·住宅·環境部会)【継続】
- ·都市計画審議会小委員会【継続】
- ・パブリックコメント
- ・都市計画マスタープラン策定
- ·立地適正化計画策定

庁議や議会、地域説明、パブリックコメント等については、基本的に総合計画にあわせて進める。

相模原市都市計画マスタープラン 全体構想 骨子(案)

本冊子は、2020年4月からスタートする次期都市計画マスタープランの策定に向けて、全体構想における将来都市構造までの骨子を取りまとめたものです。

次期都市計画マスタープランは、おおむね20年後の目指すべき将来像とその実現に向けた都市づくりの方向性を示す全体構想と、全体構想に示された都市づくりの方向性を 受け、各区の目指すべき都市づくりの方向性を示す区別構想から構成されます。

今後は、いただいたご意見を参考にしながら、将来像の実現に向けた都市づくりの方針 や区別構想を含めた次期都市計画マスタープランの素案を策定してまいります。

 平成
 年
 月

 相模原市

目 次

都市	市計画マスタープランの策定に当たって⋅⋅⋅⋅⋅⋅⋅⋅⋅⋅⋅1
1	計画策定の背景と目的
2	都市計画マスタープランの性格
3	計画の果たす役割
4	計画の目標期間
5	計画の位置付け
相林	- 莫原市の概況3
1	位置・地勢
2	沿革
3	概況
都市	- もづくりの課題12
1	社会的要因に起因する課題
2	本市の都市づくりの課題
全位	
1	都市づくりの基本理念と将来像
2	都市づくりの基本目標
3	将来都市構造

都市計画マスタープランの策定に当たって

1 計画策定の背景と目的

現行の相模原市都市計画マスタープラン(以下「都市計画マスタープラン」という。)は、平成 22 年 3 月に策定しましたが、策定から約 10 年が経過し、人口減少、超高齢化などの社会情勢や、それに伴う環境の変化など本市を取り巻く状況は大きく変わってきていることから、都市計画マスタープランの上位にある相模原市総合計画と合わせて策定を行うものです。

2 都市計画マスタープランの性格

「都市計画マスタープラン」とは、市民にとって安全で快適な都市環境をつくりだすための、土地利用や道路・公園づくりなど、さまざまな都市計画に関する「基本的」「総合的」「長期的」な計画です。

(基本的な計画)

基本的な考え方を記述するもので、より具体的な内容は、各種の個別計画において検討し示します。 (総合的な計画)

特定の分野に偏ることなく、都市づくりに関連する内容を幅広く記述します。

(長期的な計画)

短期的な視点に捕らわれ過ぎずに、長期的なビジョンを描きます。

3 計画の果たす役割

都市計画の決定・変更の指針

都市計画の決定及び変更は、本計画に基づいて行われます。

都市づくりに関する施策展開、事業実施の指針

都市づくりに関する施策展開は、本計画を指針として行うことになります。また、事業実施に向けた合意形成や連携・調整を円滑にする役割も担います。

多様な主体による都市づくりの指針

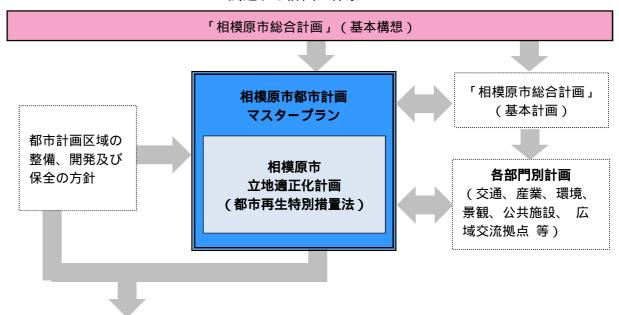
都市づくりの方向性の共有により、さまざまな主体が連携した都市づくりの推進が可能となります。

4 計画の目標期間

(次期)相模原市総合計画の基本構想と合わせ、2020年度からおおむね20年後を見据えた計画とします。

5 計画の位置付け

<関連する計画の体系>



具体的な都市計画

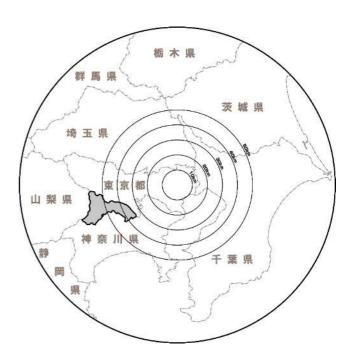
区域区分(線引き)、地域地区(用途地域など)、促進区域、都市施設(道路、下水道等)、 市街地開発事業、地区計画等

立地適正化計画・・・都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号)第 81 条の規定に基づき市町村が作成する計画で、少子高齢化が進む中で、施設や居住を強制的に短期間で移転させる主旨ではなく、長期的な視点のもと国の施策等を活用して医療・福祉施設、商業などの都市機能や居住を一定のエリアに誘導することで、持続可能なまちづくりの実現を目指すものです。策定されると、同法第 82 条により都市計画マスタープランの一部とみなされます。

相模原市の概況

1 位置・地勢

- ・神奈川県の北西部に位置し、北側で東京都(町田市・八王子市・檜原村)に、西側で山梨県(上野原市・道志村)に接し、面積は328.91 k ㎡です。
- ・市域の東部は、相模川に沿った3つのなだらかな 階段状の河岸段丘から成り、これらの段丘の間に は斜面緑地が連なり、市街地のみどりの骨格を形 成しています。また、地盤の良い洪積台地に位置 する相模原台地の上段には、公共施設や商業施設 など様々な都市機能が集積しています。
- ・市域の西部は、県民の水がめである相模湖、津久 井湖、宮ヶ瀬湖などを有しており、その周囲や相 模川、道志川、串川の流域に広がる緩やかな丘陵 地には、自然と共生するみどり豊かなまちなみが 形成されています。また、国定公園や自然公園に



指定されている森林地帯が、貴重な自然環境を形成しています。

・東京都心から 30~50km 圏、横浜中心部からおおむね 25km 圏にあり、小田急線、京王線、JR 中央本線、中央自動車道によって東京都心と直結しています。

2 沿革

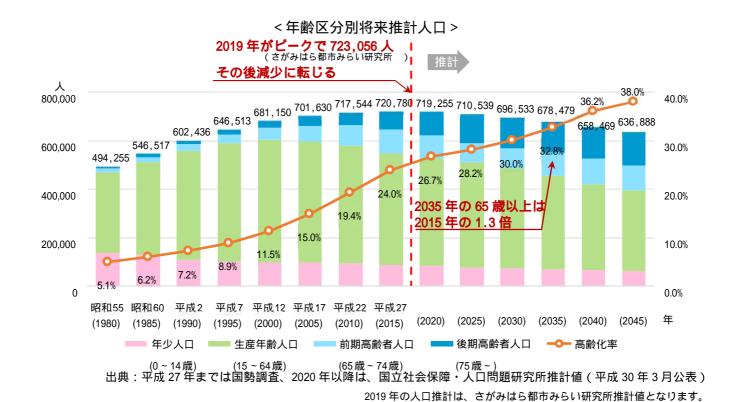
- ・昭和 29 年 11 月 20 日の市制施行後は、積極的な工場誘致や全国でもまれにみる人口急増期を経て、 内陸工業都市、住宅都市(ベッドタウン)として発展してきました。
- ・平成 18 年 3 月に旧相模原市と旧津久井町及び旧相模湖町が、翌年 3 月に旧城山町及び旧藤野町が合併し、県内では横浜市に次ぐ 2 番目の広さとなりました。
- ・平成22年4月1日には、戦後に誕生した市として初めて政令指定都市となりました。



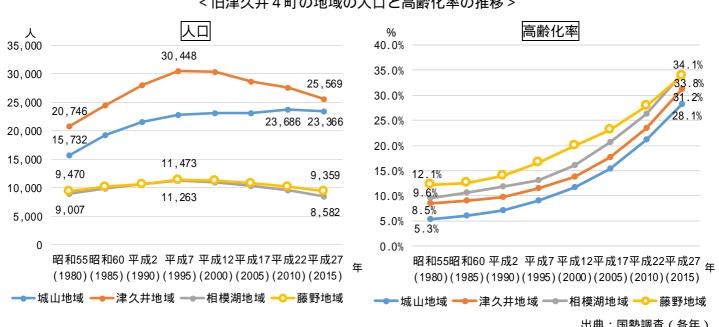
概況

(1)人口

- ・総人口は、平成 31 年 (2019 年) の 72.3 万人をピークに減少に転じることが予測されており、2015 年の20年後(2035年)には約67.8万人となり、約4.2万人(約6%)の減少が見込まれます。
- ・年齢別に平成27年(2015年)と2035年を比較すると、「生産年齢人口」は約7.2万人(約15.7%) の減少、「老年人口」は約5万人(約28.8%)の増加と、少子高齢化の進行が見込まれています。
- ・旧津久井4町の地域では、人口減少と高齢化がすでに進行しています。



<旧津久井4町の地域の人口と高齢化率の推移>



(2)産業動向

- ・事業所数及び従業者数は、景気変動等の影響を受けているものの、おおむね横ばいで推移しています。産業分類別の従業者数は、第2次産業が2割程度、第3次産業(サービス業)が8割程度を占めています。
- ・卸売業・小売業の事業所数及び従業者数は、減少傾向にあります。
- ・事業所数及び従業者数は平成 2 年をピークに減少傾向に転じていますが、製造品出荷額等は近年、 増加傾向にあります。
- ・観光客数及び観光客消費額は、平成 27 年に急速に増加し、宿泊客数及び宿泊費は、平成 25 年以降 一貫して増加しています。

10,000

n

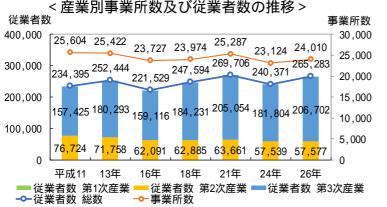
6,447

事業所数

平成11年

5.790

14年



出典: 平成 18 年までは事業所・企業統計調査、平成 21 年以降は経済センサス

(店・人) (百億円) 160.00 60,000 136.60 130.30 131.00 126.70 140.00 50,000 103.70 120.00 40,000 100.00 30,000 80.00 51.367 48 479 47,295 45,649 60.00 20,000 36.264 40.00

<卸売業・小売業の事業所数等の推移>

──従業者数 -○-年間商品販売額(百億円)
出典:商業統計調査(各年)

26年

(億円)

25,000

5.158

19年

20.00

0.00

平成 26 年は統計調査方法の変更があったため、前回統計の数値との比較はできません。

5.684

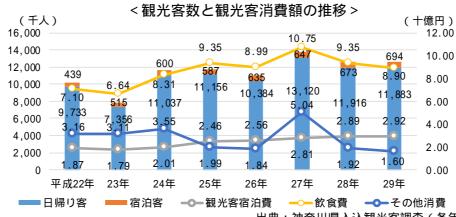
16年

(所·百人) 2,500 22,067_{20,965} 19,080^{20,096} 18,121^{19,521} 15,431^{16,056}



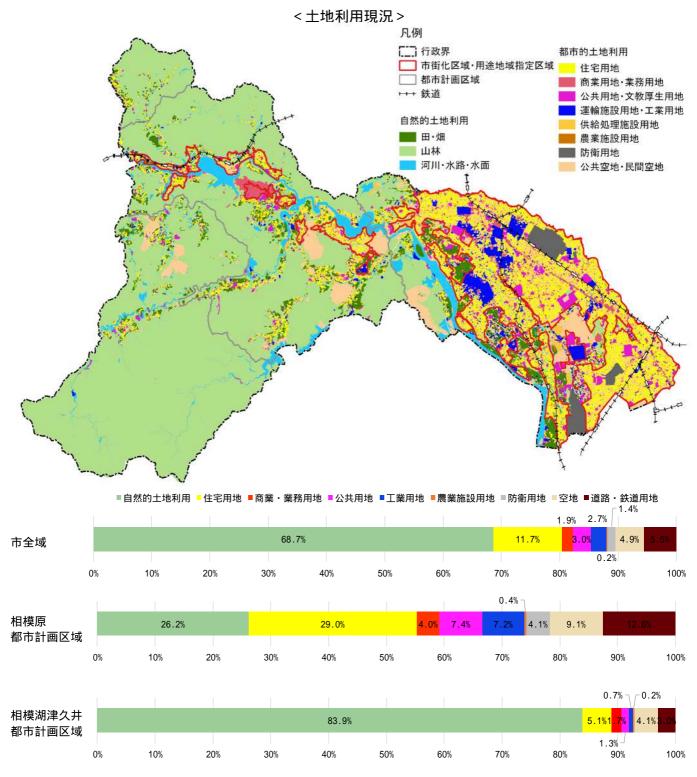
<事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移>

出典:工業統計調査(各年、従業者数4人以上の事業所、昭和30年から昭和60年は旧相模原市)



(3)土地利用

- ・市域全体の約7割が自然的土地利用で、その大半を丹沢大山国定公園などがある市西部(相模湖津 久井都市計画区域及び都市計画区域外に相当する範囲)が占めています。
- ・都市的土地利用は市域全体の約3割で、特に相模原都市計画区域では都市的土地利用が進んでおり、 住宅用地の占める割合が高くなっています。

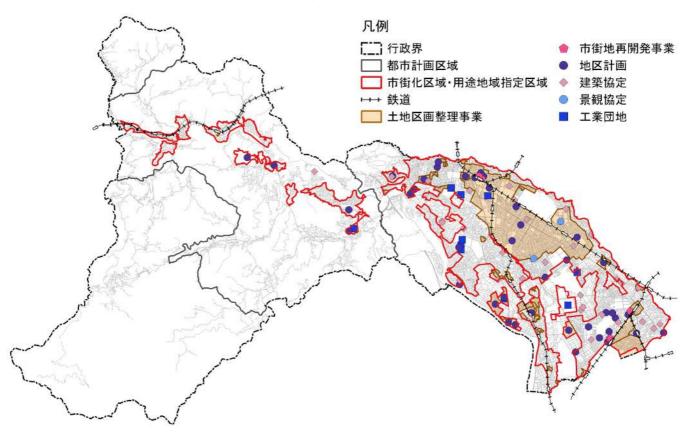


出典:平成27年都市計画基礎調査

(4)市街地整備等

- ・戦前の「軍都計画」に基づく相模原都市建設区画整理事業により、道路などの整備を行い、その後の市街地における都市化の基盤となっています。
- ・高度経済成長期においては、大幅な人口増加に伴う急速な都市化により、市街地が拡大し、その後、 道路や下水道等、都市基盤の整備を計画的に進めてきました。
- ・住み良い環境を維持し、向上させるための地区計画や建築協定などにより、地区の特性に応じた良好な住宅地が形成されています。

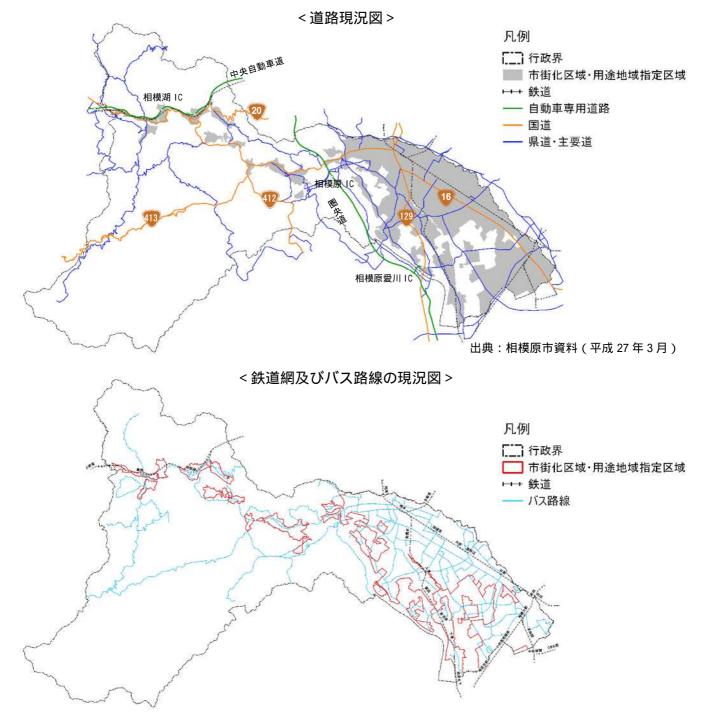
<区画整理事業、地区計画などの状況>



出典:相模原市都市計画課資料(平成29年6月)

(5)道路・交通

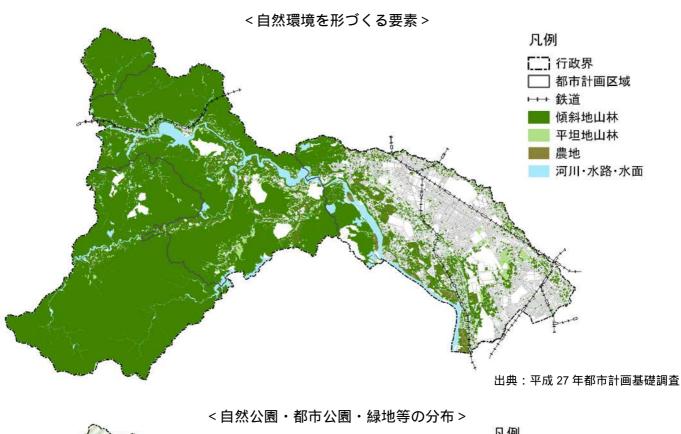
- ・道路は、中央自動車道や首都圏中央連絡自動車道(以下「圏央道」という。)の自動車専用道路をはじめ、国道 16号、国道 20号、国道 129号などがありますが、これらを補完する幹線道路の整備の遅れによる交通渋滞の発生や生活道路への通過交通の進入が課題となっています。
- ・鉄道は、JR 横浜線、JR 相模線、JR 中央本線、小田急小田原線、小田急江ノ島線、京王相模原線の6 路線が本市と東京方面や横浜方面などを結んでいます。また、リニア中央新幹線神奈川県駅(仮称)の設置、小田急多摩線延伸に向けた取組が進められています。
- ・バス路線によって、鉄道駅や主要なバスターミナルとその周辺が結ばれていますが、沿線における 人口減少などにより、一部の路線では利用者数の減少が進んでいます。

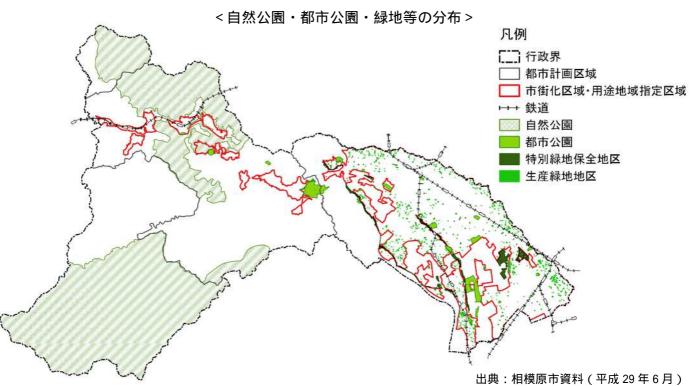


出典:国土数値情報、交通事業者 HP 情報より作成(平成 30年 12月)

(6) 水とみどり

- ・本市は広大な山林を有しており、県民の水がめとして重要な機能を担っている相模湖、津久井湖、 宮ケ瀬湖といった湖や、相模川、道志川などの清流など、豊かな自然環境に恵まれています。
- ・市街地においても、木もれびの森や河川沿いの斜面林、都市農地などの身近な自然環境が残っています。
- ・自然環境を保全するため、自然公園、自然環境保全地域、保安林、特別緑地保全地区などが指定されています。

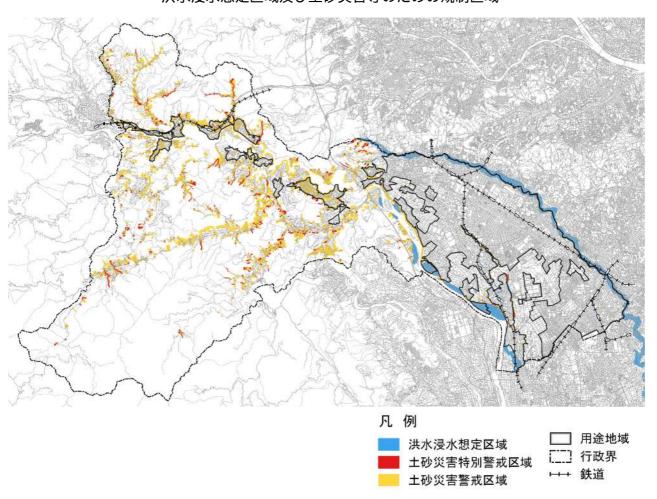




(7)想定される自然災害

- ・本市で起こりうる自然災害としては、地震のほかに、自然豊かな山間部や河川を有することから、 水害や土砂災害など様々なものがあります。
- ・住宅地の中にも災害危険性の高い箇所が存在し、主に相模原都市計画区域は水害、相模湖津久井都市計画区域及び都市計画区域外は土砂災害の被害が想定される箇所があります。

< 洪水浸水想定区域及び土砂災害等のための規制区域 >

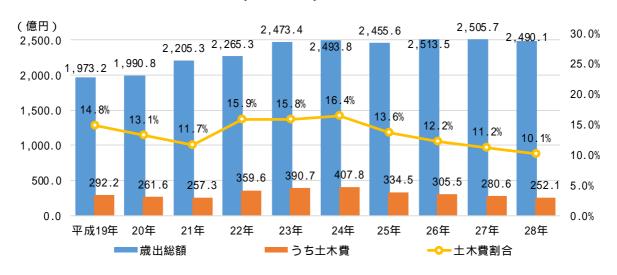


出典:相模原市資料(平成30年11月)

(8)都市経営

- ・近年の本市の財政状況は、多様化する市民ニーズへの効果的・効率的な対応が求められる中、公共 投資の縮減等に伴う土木費の減少の傾向がみられます。
- ・このような中、本市は、人口急増に伴い、高度経済成長期からバブル期までにかけて整備した公共 建築物を含む公共施設について、今後集中して更新時期を迎えることが見込まれています。

< 歳出総額(一般会計)に占める土木費の割合>



出典:相模原市財政白書(各年)

< 公共建築物の更新費・改修費の試算結果 >



出典:相模原市公共施設白書(平成24年3月)

都市づくりの課題

1 社会的要因に起因する課題

(1)活力ある持続可能な都市づくりの推進

これまでの人口増加を背景とした都市づくりから、今後の人口減少、超高齢化の進行を見据えた、 持続可能なまちづくりに向けた都市構造の見直しが求められています。

(2)「環境共生・循環型の都市づくり」への転換

近年、各地で頻発している集中豪雨による土砂災害や浸水被害は、地球温暖化が影響している可能性があります。その中で、森林、河川などの自然環境の保全・管理を通じた自然と共生する都市づくりを進めるとともに、二酸化炭素などの排出量削減や省資源・省エネルギーの取組や、再生可能な資源の有効活用など、環境負荷の少ない低炭素社会、循環型社会を目指すことが求められています。

(3)「防災・減災社会」の実現

切迫性が指摘されている大規模地震による震災被害や、台風や局地的集中豪雨による土砂災害や浸水被害などの様々な災害に対して、被害を可能な限り減らしていこうとする「減災」の考え方を徹底し、ハードとソフトを組み合わせた総合的な防災対策が求められています。

(4)都市の個性や魅力を生かした都市づくりの推進

交通ネットワークや情報ネットワークの飛躍的な発展により、生活の場所や産業が立地する場所の選択範囲が広がっています。その中で都市の個性や魅力を更に高め、全国、さらには世界に向けてアピールしていくことが求められています。また、地方の政策決定権が拡大するなか、都市の主体的、自主的な取組を強め、国や県、他の市町村などと連携していくことが求められています。

(5)都市経営の効率化や公共投資の重点化

市の財政状況は今後一層厳しくなることが見込まれる中、都市インフラの老朽化に伴い、これまで蓄積してきた既存ストックの十分な活用とともに最適な維持管理による都市経営の効率化と、選択と集中による公共投資の重点化が求められています。

(6)多様な主体の参加による「協働」の都市づくり

人々の価値観やライフスタイルの多様化などにより、都市づくりの様々な分野においてニーズが増加し、多様化しています。その中で、行政と、市民や市民組織、企業などが役割を分担し、連携・協働して、都市の課題に効率的に取り組むことが求められています。

2 本市の都市づくりの課題

(1)活力と魅力あふれる都市の形成

人口減少、超高齢化が進行する中においても快適に暮らせる持続可能なまちを形成するためには、 地域が持つ特性や、圏央道、リニア中央新幹線などの広域交通ネットワークの形成に伴い拡大する経 済や交流の圏域を、更なる活力と魅力を生み出すまちづくりに生かすことが求められています。

こうした状況を踏まえ、産業と住環境の調和、水源地域の自然環境や市街地の貴重なみどりの保全などを計画的に進めるとともに、生活利便施設などの維持、充実や快適な居住環境の形成に向け、人口減少、超高齢化などの社会の変化に適応できるまちづくりが必要です。また、交通ネットワークの形成を図るとともに、多様な機能が集積した広域的な拠点や地域特性を踏まえた拠点の形成が必要です。

(2)日本の経済を牽引する多様な産業の振興

少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少に伴い、産業の労働生産性向上や商店街の活性化などが課題となっています。また、圏央道インターチェンジの開設やリニア中央新幹線の駅設置に伴う拠点整備の機会を捉えた、地域経済の活性化に資する産業の創出や環境の整備が求められています。

こうした状況を踏まえ、本市の強みである高度なものづくり技術や豊かな自然などの地域資源を生かしつつ、AI、IoT、ロボットなどの先端技術の活用による、工業、農林業、商業、観光など様々な産業分野の成長の促進や新産業の創出が必要です。また、多様な働き手の活躍促進や人材の育成・確保のほか、多様な人や企業が集う環境の整備により、分野間の人材や情報などの交流によるイノベーションの促進が必要です。

(3)恵み豊かな自然環境の保全・再生

恵み豊かなみどりや水資源を将来の世代に継承していけるよう、森林の保全・活用や、水源の水質保全、野生鳥獣の適切な管理、生物多様性の保全などの取組の推進とともに、自然とのふれあいを通じた学習活動などの推進など、自然保護活動の担い手不足や野生鳥獣被害の拡大、特定外来生物による生態系への影響などに対する取組が必要です。

(4)やすらぎと潤いがあふれる生活環境の形成

自然がもたらすやすらぎや快適性を日常生活の中に取り込み、誰もが健康へのリスクが低減された安全な生活を送るために、地域特性を生かした魅力ある公園の整備や、緑地・河川・街路樹の整備などとともに、大気、水質などの環境監視や排水、排気などの発生源対策など、都市部においても自然を身近に感じられる生活環境の形成が必要です。

(5)暮らしやすい住環境と魅力ある景観の形成

人口減少、超高齢化の進行により住環境へのニーズが変化しており、安心な暮らしの実現に向けた 取組とともに、地域特性を生かした住環境の形成など、誰もが安心して暮らせる住環境の形成が必要 です。また、山なみや農地、歴史や文化など地域の景観資源の保全や個性を生かしたまちなみの形成 など、市民が誇りと愛着を持てる魅力的な景観の形成が必要です。

(6)災害に強い都市基盤と地域社会の形成

甚大な被害をもたらす自然災害が各地で発生しており、自然災害などから市民の生命と財産を守り市民生活の安全性を高めるため、災害リスクを低減する計画的な都市基盤の整備・保全が必要です。また、自助・共助の取組、自治体間連携などによる防災対策の推進や消防力の強化など、首都直下地震、集中豪雨や台風などによる大規模災害の発生に備えた対応力の一層の強化が必要です。

全体構想

1 都市づくりの基本理念と将来像

「(次期)相模原市総合計画」の基本構想に示される「基本理念」と「将来像」の実現に向けた都市づくりを進めます。

相模原市基本構想 基本理念(案)

わたしたちのまちは、丹沢の雄大な山なみ、相模川の清らかな流れ、相模野の広 大な台地に抱かれ、豊かな自然の恵みのもと、歴史と文化が培われ、先人の知恵と たゆまぬ努力により発展してきました。

しかし、わたしたちを取り巻く社会は、かつて経験したことのない人口減少と世界に類を見ない高齢化という大きな課題に直面していきます。また、AI、IoTといった先端技術の急速な進展、リニア中央新幹線の整備に伴う経済や交流圏域の拡大などが、人々の暮らしや働き方に大きな変革をもたらそうとしています。

そうした社会の変化に対応し、人、自然、産業、文化などの地域資源を生かし、 市民生活の質を向上させ、住み続けたいと思える快適で、活力のある持続可能なま ちを形成していくことは、わたしたちの責務です。

わたしたちは、共に支え合い、豊かな自然を守り育てながら、安心して住み慣れた地域で暮らせる環境をつくるとともに、ここに集う人や企業との交流を進めることにより、地域への愛着と誇りを持てるまちを実現します。

将来像(案)

『潤いと活力に満ち 笑顔と希望があふれるまち さがみはら』

2 都市づくりの基本目標

基本目標1 『活力と交流が新たな価値や魅力を創造するまち』

首都圏南西部の中核となる拠点の形成などを通じて、人口減少社会においても活力とにぎわいのあるまちづくりを進めます。併せて、水源地域の豊かな自然、文化、スポーツなどの地域資源を活用して、市内はもとより、国内外から多くの人や企業を呼び込み、更なる交流を生み出すことで、新たな価値や魅力が創造されるまちをつくります。

基本目標 2 『人と自然が共生するまち』

地球温暖化をはじめ深刻化する環境問題に対して、低炭素社会の実現や循環型社会の形成に向けた取組を進めます。また、広大で美しい山なみや豊富な水資源を有するまちとして、恵み豊かな自然を守り育てるとともに、安全で快適な生活環境を保全、創出する取組を進め、自然環境と都市環境を併せ持つ本市の特徴を生かしながら、多様な主体の参加と協働により、人と自然が共生するやすらぎと潤いのあるまちをつくります。

基本目標3 『安全で安心な暮らしやすいまち』

自然災害や事故などから市民の生命と財産を守るとともに、安心して暮らせる住環境と魅力ある 景観の形成により、安全で安心な暮らしやすいまちをつくります。

基本目標4 『多様な主体との連携・協働により持続的に発展するまち』

多様な主体との連携・協働により、個性豊かな地域コミュニティをつくります。また、積極的な情報発信により市民と行政が課題や目標を共有し、不断の行財政改革を進めることで、持続的に発展するまちをつくります。

3 将来都市構造

(1)将来都市構造の基本的な考え方

将来都市構造は、「都市づくりの基本目標」のもと、「ゾーン」、「エリア」、「拠点」、「軸」の4つの要素により、将来の目指すべき都市のすがたを概念的に示すものです。

将来都市構造の構築に当たっては、今後の人口減少や超高齢化の進行を踏まえ、人口動向、都市基盤の状況や交通ネットワーク、ライフスタイルに応じた、社会情勢等の変化に柔軟に適応した集約連携型のまちを目指します。

また、リニア中央新幹線や圏央道など主要な軸が交差する都市として、豊かな自然資源を生かしながら、広域交流拠点の形成の推進や、リニア中央新幹線と他の交通ネットワークとの結節を通じて、 周辺都市との連携を図るとともに、国内外から本市へのアクセスの向上を図ります。

(2)将来都市構造構築の視点

将来都市構造を考える上では、次の3つの視点を反映します。

豊かな暮らしを実現する視点

中心市街地や地域拠点、更には身近な生活拠点に都市機能を集積し、拠点間を公共交通等で結び、多様な住み方ができるまちを形成します。

都市活力を向上する視点

圏央道、リニア中央新幹線などの広域交通ネットワークを形成することで、経済や交流の圏域を拡大し、更なる活力と魅力を創出するまちを形成します。

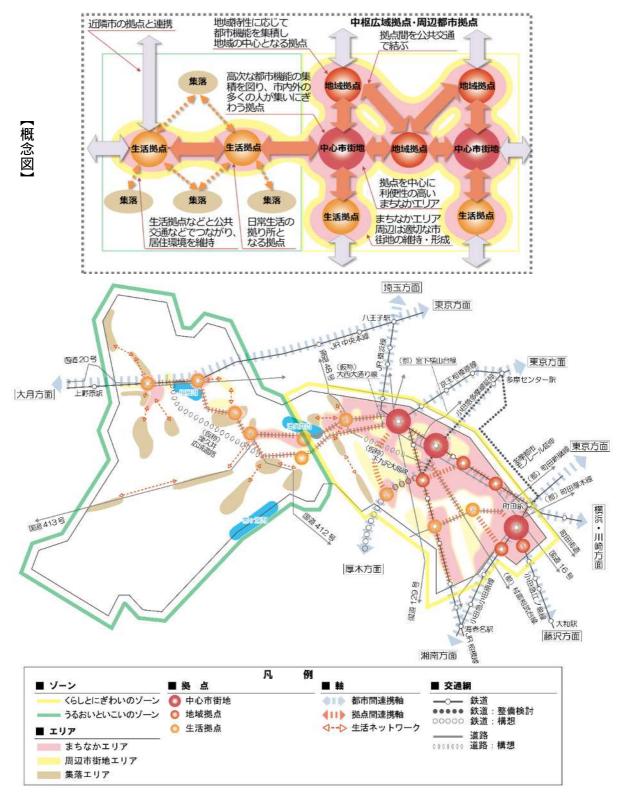
自然環境を守り生かす視点

自然環境と都市環境を併せ持つ本市の特徴を生かし、人と自然が共生するやすらぎと潤いのあるまちを形成します。

(3)本市が目指す将来都市構造

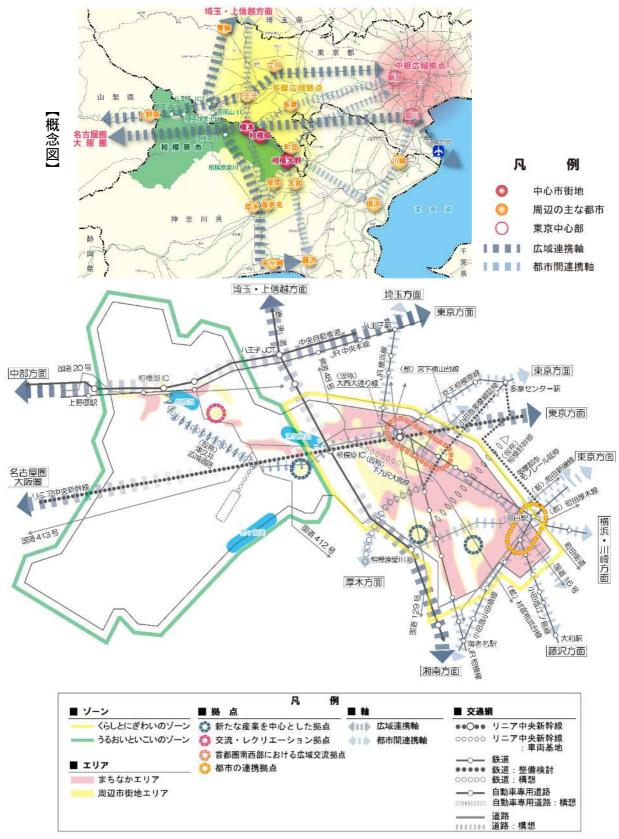
豊かな暮らしを実現する都市構造

- 中心市街地から生活拠点まで役割に応じた都市機能の集積を図る拠点を形成します。
- 拠点間を有機的に公共交通でつなぎ、拠点を有する場所を中心に、利便性の高いにぎわいのある「まちなかエリア」を形成し、その周りの「周辺市街地エリア」の適切な維持・形成を図ります。
- 「集落エリア」は、生活拠点や周辺市の拠点と公共交通などでつながりながら、良好な居住環境を維持します。



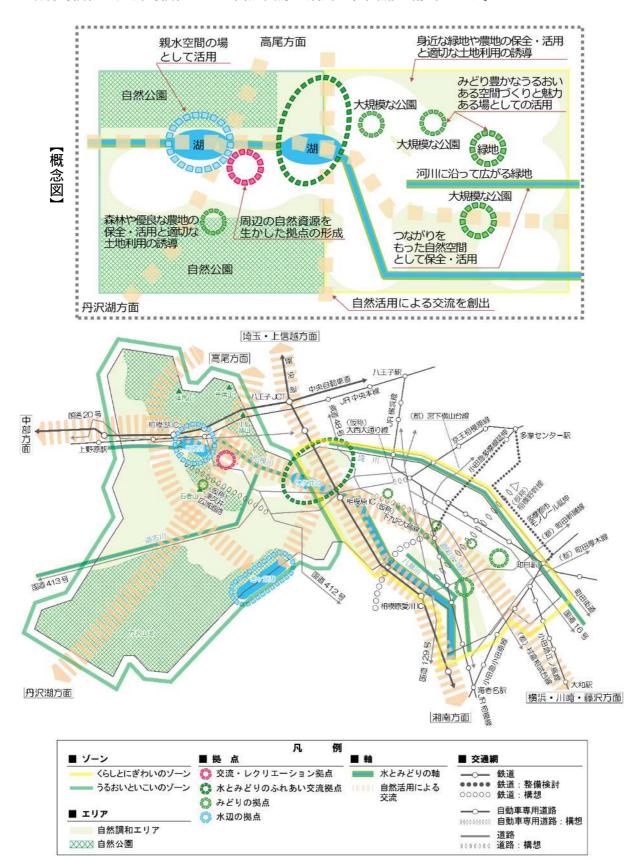
都市活力を向上する都市構造

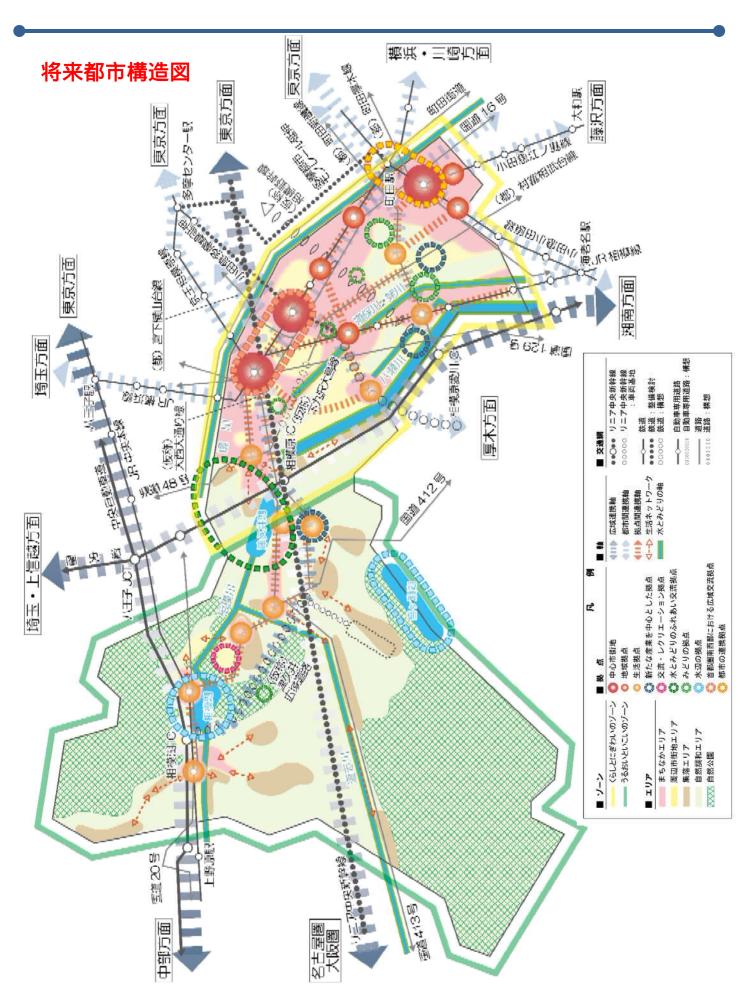
- ○リニア中央新幹線、圏央道など広域的ネットワークや、インターチェンジと産業・経済活動の場を つなぐ重要な路線を生かし、連携・交流を促進します。
- ○産業・物流、農業、観光などの産業集積により発展が見込まれる地区を効果的に活用します。 多様な産業が展開できるよう、適正かつ柔軟な土地利用を図ります。



自然環境を守り生かす都市構造

- ○大規模な公園や河川とその周囲の緑地など、自然的資源を保全・活用します。
- ○自然公園、森林や優良な農地を保全・活用します。
- ○環境的価値・経済的価値のある自然資源を活用し、交流を創出します。





O ゾーン

くらしとにぎわいのゾーン (都市部)	拠点を中心とした多様な都市機能の維持・強化を図るとともに、水とみどり の保全・再生・活用により、くらしとにぎわいが豊かな環境と共生する質の
	高い都市づくりを推進
うるおいといこいのゾーン (中山間地域)	水源地域の豊かな水とみどりの保全・再生・活用に取り組むとともに、ゆと
	りある住環境や交通環境などの生活に必要な機能の維持、充実を図り、立地
	特性を生かした土地利用や地域資源の活用などにより、地域の特性を生かし
	た魅力ある都市づくりを推進

〇 エリア

Make Water Water Water Water 200, 20	居住を誘導し、商業・業務・サービスなど各機能の調和が図られた土地利用によ
まちなかエリア	り、利便性が高くにぎわいのある市街地を形成
B.为于45-14-11-11-11	長期的にまちなかゾーンへゆるやかに居住誘導を行うとともに、住環境と調和し
周辺市街地エリア	た適正な市街地を形成
##-U-	良好な自然環境や営農環境との調和を図り、地域コミュニティの維持など地域特
集落エリア	性に配慮した適切な土地利用を誘導
自然調和エリア	自然公園などの水源地域の自然環境、優良な農地や森林、市街地の貴重なみどり
10 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70	などの保全、活用を図るとともに、周辺環境と調和した適切な土地利用を誘導
	優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、
──── 自然公園	国民の保健、休養及び強化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与す
	ることを目的として、自然公園法によって指定された公園

〇軸

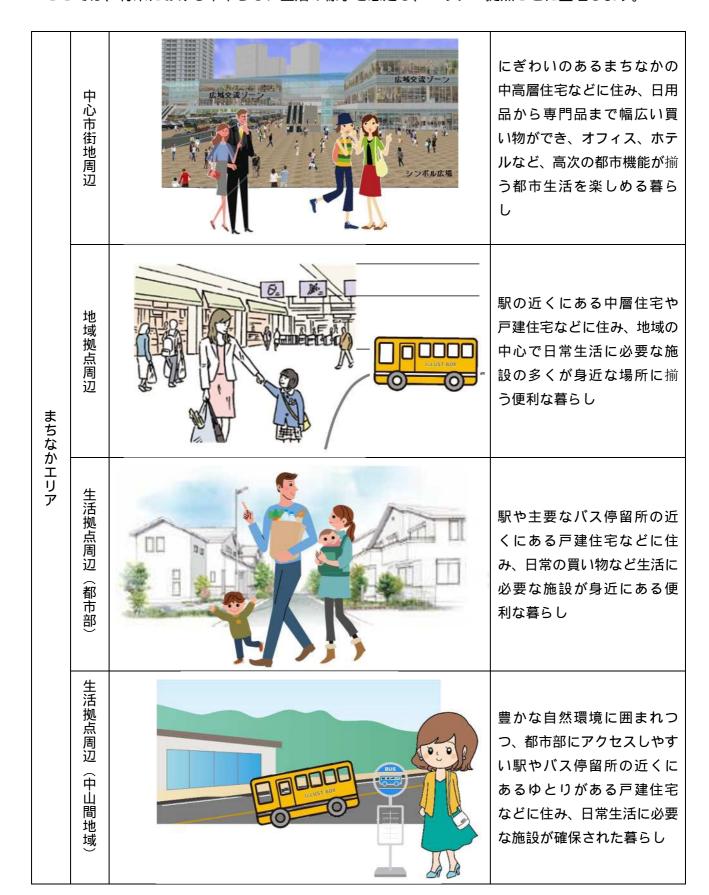
TH		
◆Ⅱ▶ 広域連携軸	リニア中央新幹線、圏央道、中央自	広域的な連携・交流を促進し、都市の活力向
	動車道	上や交流人口の増加を推進
◆ ■ 都市間連携軸	鉄道、小田急多摩線延伸、国道 16号、	近隣市の拠点との連携・補完の確保ととも
	国道 20 号、津久井広域道路(構想含	に、広域機能連携軸と結節し、交通環境の優
	む)(仮称)大西大通り線、(都)宮	位性を生かし、周辺市と活発に連携・交流
	下横山台線、(都)町田新磯線	
◀Ⅱ▶ 拠点間連携軸	鉄道、小田急多摩線延伸、主要なバ	拠点間を結ぶ公共交通の維持・充実や道路
	ス路線、幹線快速バスシステム、津	整備により、拠点の機能強化と移動環境を
	久井広域道路を活用した公共交通	確保
	路線バス、乗合タクシーなど	集落エリアにおける生活に必要な機能の維
		持
水とみどりの軸	相模川、道志川、道保川、姥川、八	環境保全や景観形成、生物多様性の確保等
	瀬川、境川とその斜面林	のためのつながりをもった自然空間として
		保全

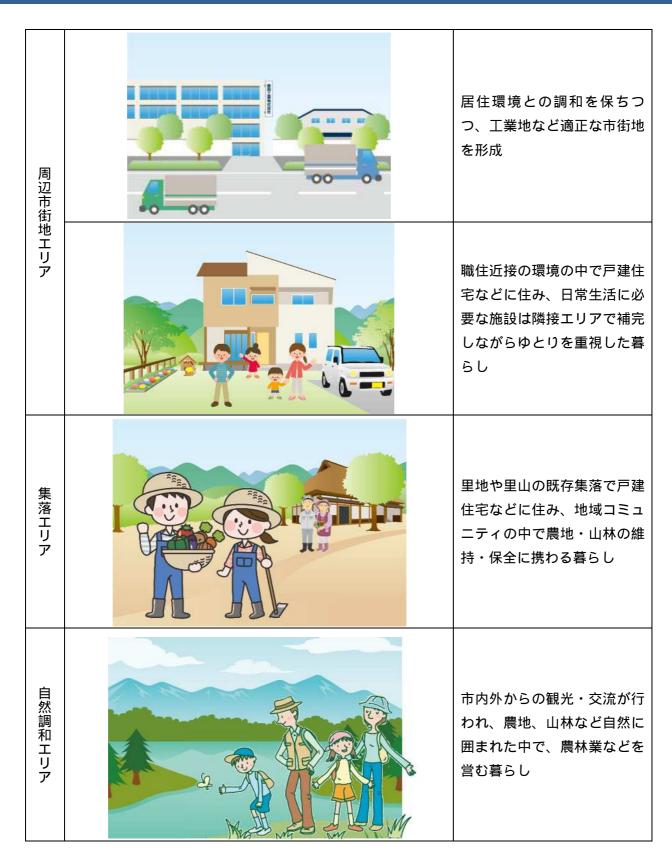
〇 拠点

🛟 首都圏南西部における広域交流拠点	橋本駅周辺及び相模原駅周辺の一体的な範囲	高次都市機能の集積を促進するとともに、 各駅周辺の特性を生かした機能分担のもと で、更なる商業・業務機能の集積を図り、ア クセス性の高い立地特性を生かし、首都圏 南西部における中心的な地区として周辺都 市からの求心性を高める拠点を形成
🛟 都市の連携拠点	相模大野駅周辺と近接する町田駅周辺 を含む一体的な範囲	近接する町田駅周辺と連携し、商業、業務、 教育、文化等の機能が集積する多くの人が 行きかうにぎわいのある拠点を形成
中心市街地	橋本駅周辺、相模原駅周辺、相模大野 駅周辺	都市の中心として、商業・業務、学術・文化、 居住、情報、娯楽、行政などの高次な都市機 能の維持・誘導を図り、市内外の多くの人が 集いにぎわう拠点を形成
● 地域拠点	淵野辺駅周辺、上溝駅周辺、小田急相 模原駅周辺、東林間駅周辺、古淵駅周 辺	利便性の高い日常生活を営むための商業・ サービスなどの都市機能を維持・誘導し、地 域と一体となった拠点を形成
● 生活拠点	城山総合事務所周辺、津久井総合事務 所周辺、相模湖駅周辺、藤野駅周辺、 三ケ木周辺、寸沢嵐周辺、田名周辺、 北里周辺、原当麻駅周辺、金原周辺	身近な生活サービスなどの機能を地域に応じて維持・誘導し、地域住民の日常生活の拠り所となる拠点を形成
新たな産業を中心とした拠点	当麻地区、麻溝台・新磯野地区、金原地区	都市の活力を支える多様な産業活動を主体 とした機能が集積する拠点を形成
🛟 交流・レクリエーション拠点	若柳地区	民間テーマパークの魅力を活用し、本市の 観光交流を牽引する拠点を形成するととも に、周辺の観光資源を生かした産業創出の 拠点を形成
🦚 水とみどりのふれあい交流拠点	津久井湖、城山湖、県立津久井湖城山 公園、(仮称)城山中央公園など	水とみどりの自然環境を背景に人、自然、まち、文化、歴史などが交わる場として資源を 活用
🛟 水辺の拠点	相模湖周辺、宮ヶ瀬湖周辺	豊かな自然環境の保全とともに、人と水の ふれあう親水空間の場として資源を活用
🛟 みどりの拠点	県立相模原公園・相模原麻溝公園、木もれ びの森、淵野辺公園、横山公園、相模原北 公園、(仮称)相模原市市民の森	みどり豊かなうるおいある空間づくりを進めるとともに、多くの人が利用できる魅力 ある場として資源を活用

(4) まちのイメージ

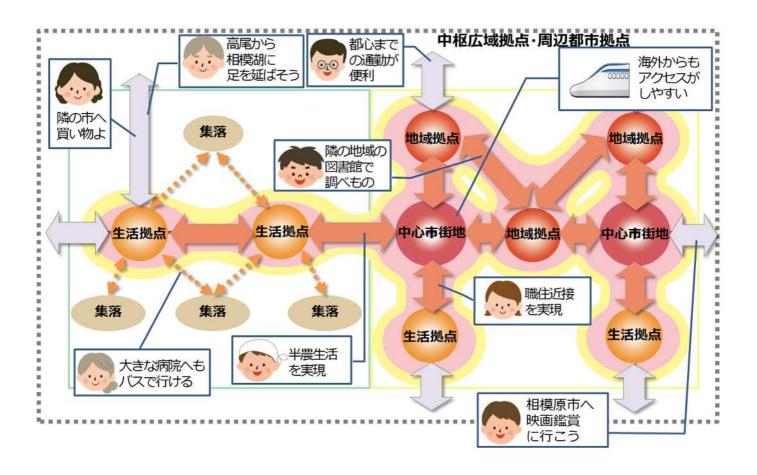
ここでは、将来における本市らしい生活の様子を想定し、エリア・拠点ごとに整理します。





今後の市民意見募集や次年度の計画策定に向けて、イラストデ ザイン等の整理を図ってまいります。

また、中枢広域拠点である東京中心部や周辺都市拠点も含めた、拠点・集落間の連携・補完について、市民生活の視点から整理します。



相模原市立地適正化計画 基本方針(案)

本冊子は、2020年4月からスタートする立地適正化計画の策定に向けて、各項目の検討段階における基本的な方針を基本方針(案)として取りまとめたものです。

立地適正化計画は、おおむね20年後の本市の姿を展望しながら、今後予測される人口減少・超高齢化に対応するための「集約連携型のまちづくり」の在り方に関する計画であり、居住や都市機能の集積を図る区域・施設や、誘導を図るための施策等を位置付けるものです。

今後は、いただいたご意見を参考にしながら、計画の策定に向けて取り組んでまいり ます。

平成 年 月 相模原市

目 次

立	也適正化計画の概要1
1	立地適正化計画とは(制度の概要)
2	立地適正化計画策定の背景と目的
3	計画の位置付け
4	計画区域
5	計画期間
現法	兄・課題と立地適正化の必要性8
1	人口・日常生活サービス の面
2	土地利用 の面
3	安全・安心 の面
4	財政の面
5	公共交通 の面
目扌	- 旨すべき都市の骨格構造13
1	拠点やエリア形成の考え方
2	拠点と生活圏域の考え方
立圩	也の適正化に関する基本方針15
1	立地の適正化に関する其木方針

立地適正化計画の概要

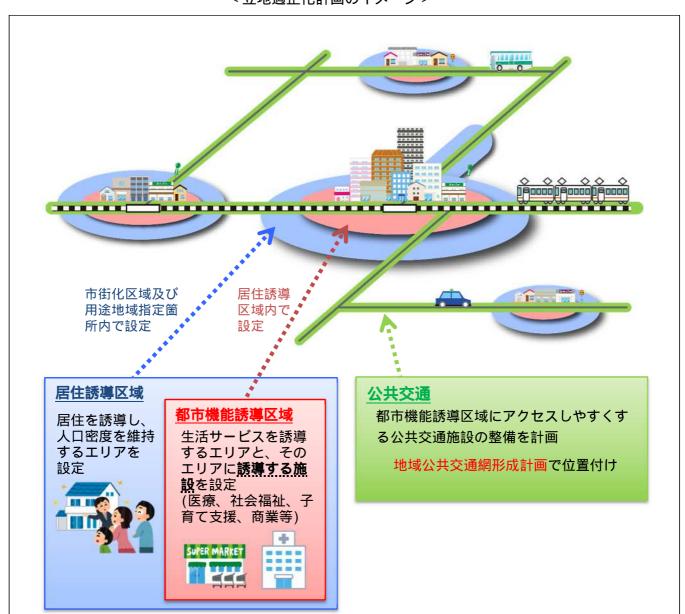
1 立地適正化計画とは

(1)制度の概要

全国的な人口減少や超高齢化の進行、市街地の拡散・低密度化などが課題となっている中、住民生活を支える施設のサービス提供や、地域活力の維持が困難になる恐れがあることから、持続可能な都市への転換が必要とされています。このような状況を受けて、平成26年8月に都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)が改正され、立地適正化計画が法律に位置付けられました。

立地適正化計画は、人口減少と超高齢化が進む中で、施設や居住を強制的に短期間で移転させる主旨ではなく、長期的な視点のもと国の施策等を活用して都市機能や居住を一定のエリアに誘導することで、持続可能なまちづくりの実現を目指すものです。

< 立地適正化計画のイメージ >



(2)都市機能誘導区域

都市機能誘導区域は、日常生活に必要な医療・高齢者福祉・子育て支援・商業施設などを集約し、効率的 なサービス提供を図っていく区域です。今ある施設の維持と、不足する機能の効果的な誘導を図ることによ って実現化されていくもので、多くの人が利用しやすい鉄道駅周辺等において設定することが考えられます。

(3)誘導施設

誘導施設は、都市機能誘導区域内に集約すべき施設のことで、医療・高齢者福祉・子育て支援・商業施設 などの中から具体的に設定されます。

(4)居住誘導区域

居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生 活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、長期的スパンの中で緩やかに居住を誘導してい く区域です。

(5)届出制度について

計画を公表すると都市再生特別措置法に基づく届出制度が開始され、「居住誘導区域外で開発・建築 等を行う場合(一定規模以上)」「都市機能誘導区域外で誘導施設に係る開発・建築等を行う場合」「都 市機能誘導区域内で誘導施設を休止又は廃止する場合」には、市長への届出が必要となります。

参考:都市機能の持続的な維持に必要な周辺人口

・商業・医療・福祉等の機能を有する施設が立地し、持続的に維持されるためには、機能の種類に 応じて、次のような圏域人口が求められます。

<都市機能の持続的な維持に必要な周辺人口>



※人口規模と機能の対応は概ねの規模のイメージであり、具体的には条件等により差異が生じると考えられる。 出典:都市再構築戦略検討委員会専門家プレゼンテーションより国土交通省作成

商業施設の商圏と施設規模

商品の性質や業態の組み合わせ等で、商圏や立地戦略は様々

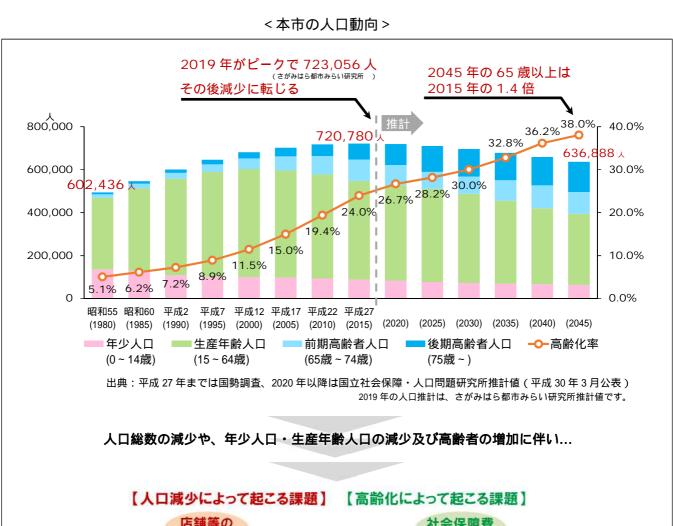
- *コンピニエンスストア
 - 大都市住宅地⇒商圏:半径500メートル、周辺人口:3,000人、流動客
 - その他の地域→商圏: 半径2~3キロメートル(幹線道路沿いに立地)、周辺人口: 3000人~4000人、流動客
- *食品スーパー(2 000~3 000 m規模) ⇒周辺人□1~3万人
- *ドラッグストア(1000~1500m規模) ⇒周辺人口1~3万人

出典:国土交通省ホームページ

2 立地適正化計画策定の背景と目的

本市では、これまで人口増加が続いてきましたが、2019年のピーク後は減少に転じることが見込まれています。0~14歳の年少人口及び15~64歳の生産年齢人口は減少していく一方で、高齢化率は高まる見込みであり、2045年には65歳以上の人口が2015年の約1.4倍となる見込みです。

人口総数の減少や、年少人口・生産年齢人口の減少及び高齢者の増加に伴い、様々な課題の発生が見込まれ、それらに対応するために立地適正化計画を策定します。

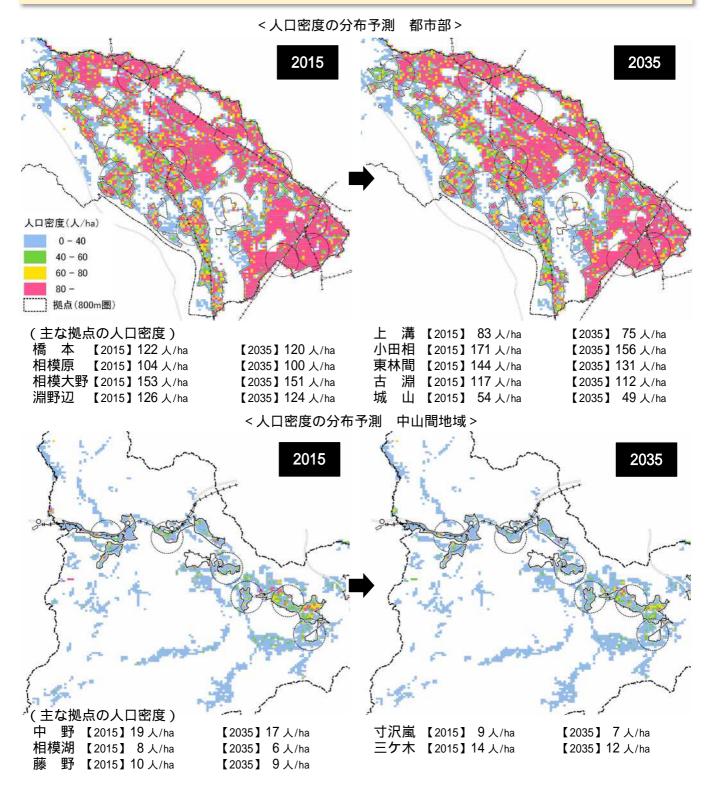




様々な課題の発生が見込まれるため、それらに対応したまちづくりが求められています。

参考:市内の人口密度(総人口)の動向

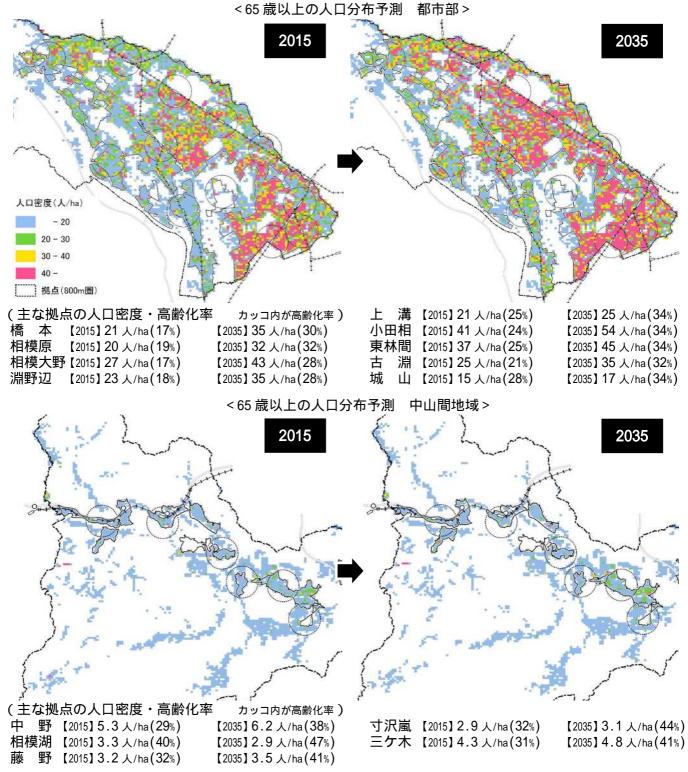
- ・都市部の人口密度は、平成 27 (2015)年から 2035 年までの 20 年間で大きな変化はありませんが、田名、大島、磯部などの市街化区域縁辺部などにおいては、徐々に低下する見込みです。
- ・中山間地域は、都市部に比べて人口密度が低く、津久井の中野周辺における平均人口密度は 19 人/ha となっています。2035 年に向けて、各居住区域において総じて低くなる見込です。



出典:平成27年(2015年)は国勢調査、2035年は国立社会保障・人口問題研究所推計値(平成30年3月公表)

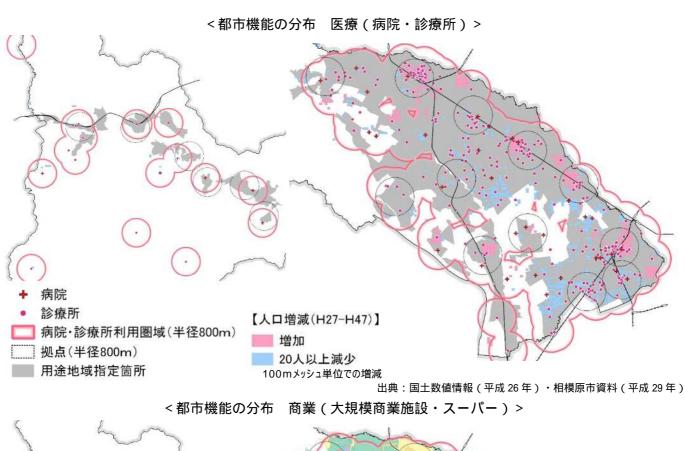
参考:市内の人口密度(65歳以上)の動向

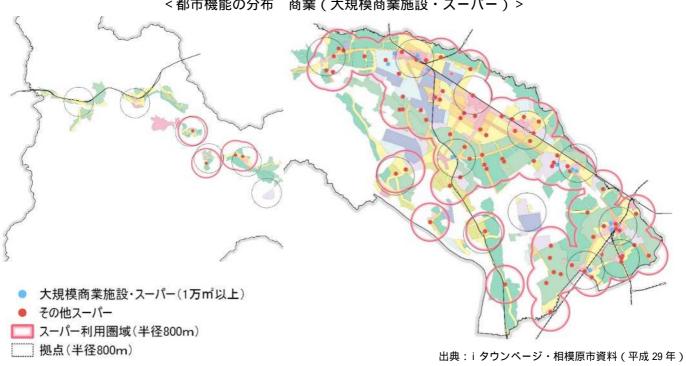
- ・都市部の65歳以上人口は、平成27(2015)年から2035年までの20年間で全体的に増加する見込みで、特にJR横浜線や小田急線などの鉄道沿線において高齢化が著しく進むことが予測されます。
- ・中山間地域は、都市部に比べ、全体の人口密度は低いですが、今後主要な拠点においても高齢化が進む見込みです。



参考:市内の主な都市機能(医療、商業)の立地状況

- ・医療施設は、駅直近への立地が多いことが特徴です。また、全ての拠点に立地しており、市全体で充足されています。
- ・商業施設は、駅直近や周辺への立地が多いことが特徴です。また、都市部は全拠点に立地していますが、中山間地域では主要拠点である相模湖地区や藤野地区に立地していません。

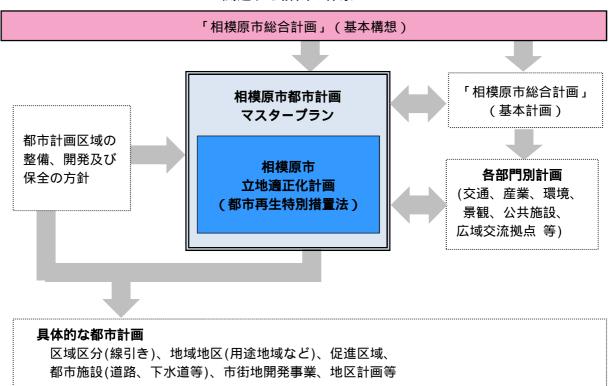




3 計画の位置付け

立地適正化計画は、都市再生特別措置法第 81 条の規定に基づき市町村が作成する計画で、策定すると都市計画マスタープランの一部として見なされます。

<関連する計画の体系>



4 計画区域

計画区域は、『都市計画区域』とします。都市機能誘導区域及び居住誘導区域については、原則として 『用途地域内』を対象とします。

5 計画期間

計画期間は、上位計画との整合を図る観点から、都市計画マスタープランの計画期間である 2020 年度からおおむね 20 年後を見据えた計画とします。

現況・課題と立地適正化の必要性

1 人口・日常生活サービスの面

現 況

- ・総人口は2019年をピークに減少に転じ、以後減少し続ける見込みです。
- ・局所的に人口減少や高齢化などが進行する見込みです。

課題

- ・中心市街地や日常生活の拠点から店舗等が撤退することで、買い物弱者の増加が懸念されます。
- ・高齢者施設の需要増大と、その後の人口減少による施設の余剰が懸念されます。

日常生活サービス機能の状況

> 中山間地域では日常生活を 支える機能が失われる懸念 東林間駅周辺 東林間駅 800m 圏 圏内高齢人口 (65歳以上)の変化 【2015】 25.3 % 【2035】 34.1 %

都市部では高齢者が 利用する機能の需要増大



出典:人口は国勢調査、各種施設は国土数値情報・相模原市資料等

必要性

立地適正化計画の策定に向けて、次の視点のような取組が求められます。

都市機能の適正な確保と世代構成バランスの平準化

都市部では・・・

『現在の利便性の維持』『市全体ににぎわい等をもたらす高次の拠点の機能充実』 中山間地域では・・・

公共交通や人口の維持により『生活に必要な機能が守られるまちづくり』

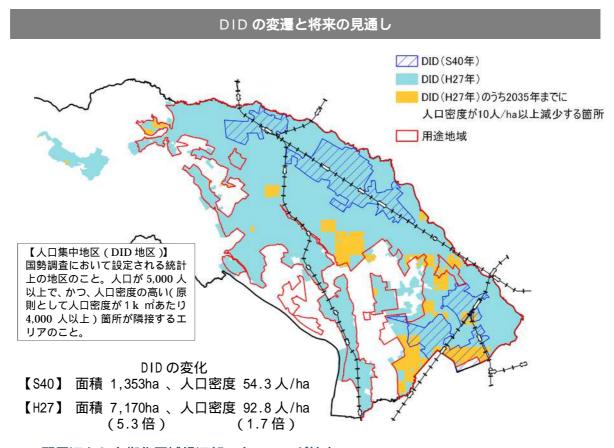
2 土地利用の面

現況

・市街化区域縁辺部へ市街地が拡大してきていますが、市街地内の人口集中地区(DID)の 人口密度は、今後低下する見込みです。

課題

・空き家や空き地が増えることにより、都市のスポンジ化が進行し、景観の悪化や防犯・ 防災上の危険度が高まることが懸念されます。



- > 駅周辺から市街化区域縁辺部の方へ DID が拡大
- > 築年数の古い住宅団地が存在する箇所で、人口密度が低下する見込み

出典:昭和40・平成27年は国勢調査、2035年は国立社会保障・人口問題研究所推計値(平成30年3月公表)

必要性

立地適正化計画の策定に向けて、次の視点のような取組が求められます。

人口密度が適正に保たれるような土地利用

都市部では・・・

市街化区域縁辺部への市街地拡大を抑制し、『既存市街地内の空き家・空き地の発生を抑制するための居住誘導』

中山間地域では・・・

『拠点を中心とした都市機能の維持』『人口密度維持のための空き家活用』

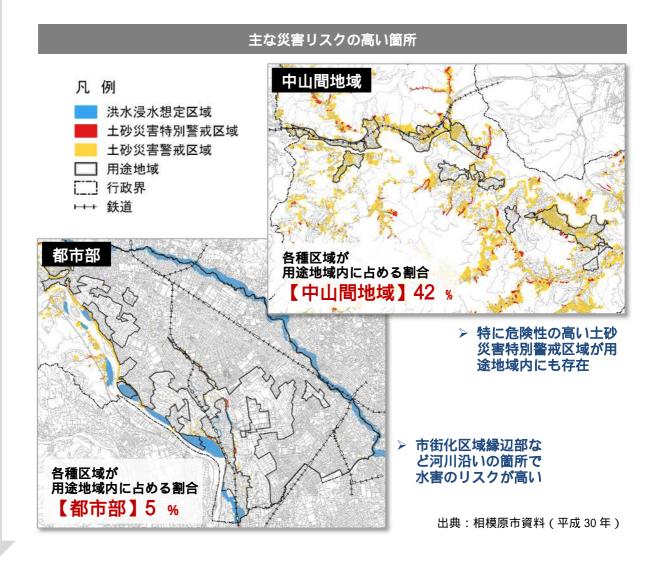
3 安全・安心の面

現況

・住宅地の中にも災害危険性の高い箇所が存在します。 (主に都市部は水害、中山間地域は土砂災害の危険箇所)

課題

・近年の大規模災害への不安の高まりや、災害時の人的・物的被害のリスクが懸念されま す。



必要性

立地適正化計画の策定に向けて、次の視点のような取組が求められます。

安全・安心の向上に向けた取組(ハード・ソフト対策)と 災害発生時の被害を軽減するための適正な居住誘導

都市部では・・・

水害リスク等を踏まえた**『適正な居住環境の維持』**

中山間地域では・・・

土砂災害リスクや生活圏を踏まえた**『適正な居住環境の維持』**

4 財政の面

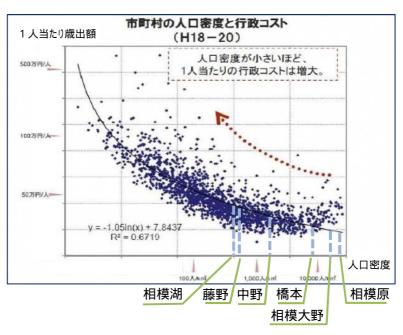
現況

- ・人口密度が低下すると「住民1人当たりの行政コスト」は増大する傾向にあります。
- ・公共施設の維持・管理等にかかる負担は、今後増大する見込みです。

課題

・人口減少による税収への影響や公共施設の量的維持の限界が懸念されます。

人口密度と行政コストの関連性



出典:「国土の長期展望」中間とりまとめ概要 (平成21年2月、国土審議会政策部会長期展望委員会)を引用

公共建築物の改修・更新費用の試算



公共建築物の改修・更新に充てること ができる最大費用を 155 億円/年と仮定 し試算

- ▶ 更新施設の床面積を80%まで減らすことが必要
- ▶ 市債返済時期と大量更新が重なる平成44~53年は更に60%まで削減が必要

出典:相模原市公共施設マネジメント 推進プラン(平成29年)

必要性

立地適正化計画の策定に向けて、次の視点のような取組が求められます。

より便利な場所への都市機能の集積による財政負担の均衡

5 公共交通の面

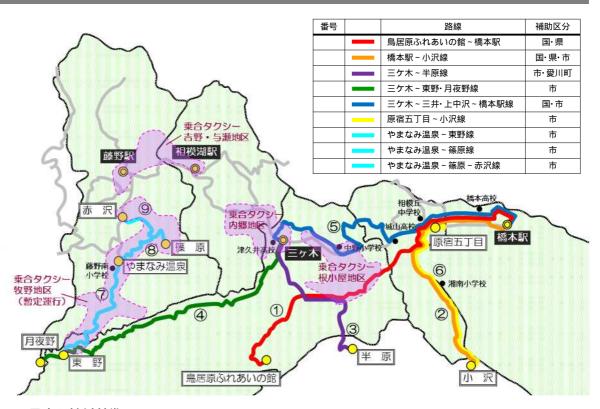
現況

- ・中山間地域には、生活交通維持確保路線である公共交通も存在する中で、人口減少に伴い、更なる公共交通利用者の減少が見込まれます。
- ・高齢化の進行により、公共交通を利用する高齢者の増加が予測されます。

課題

・公共交通の路線撤退により、日常生活が困難になる高齢者の増加が懸念されます。

生活交通維持確保路線



<見直し検討基準>

ピーク時間帯の 1 便当たりの利用者数が <u>10 人未満</u>、又は運賃収入が運行経費の <u>27.5%未満</u>の 場合

出典:相模原市資料(平成30年)

必要性

立地適正化計画の策定に向けて、次の視点のような取組が求められます。

まとまった居住地形成と、公共交通の利用促進

都市部では・・・

人口減少が進む中でも、**『路線バス利用者の減少 サービス水準の低下 利用者** 減少**』の負のサイクルが生じないよう沿線人口の維持**

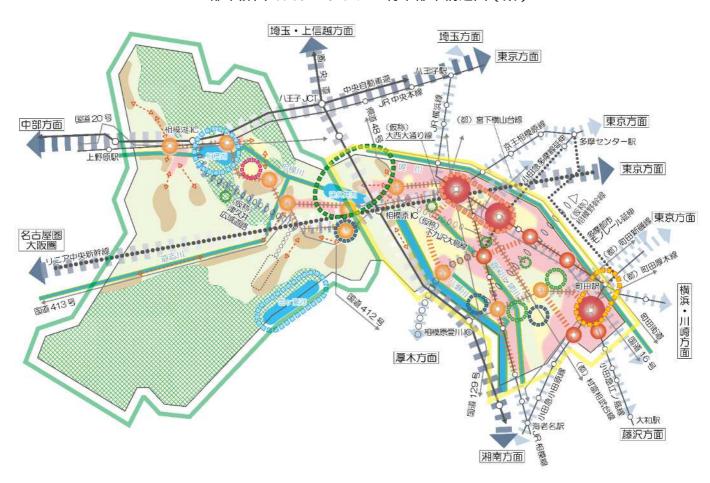
中山間地域では・・・

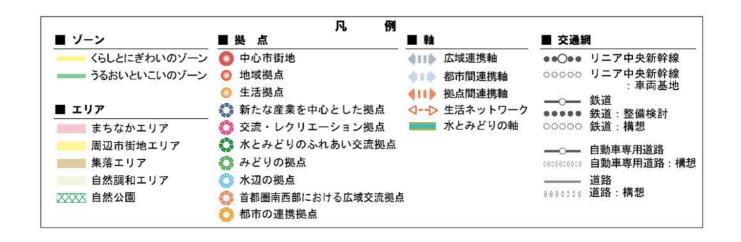
人口減少が進む中でも、**高次の拠点(橋本等)と中山間地域をつなぐ公共交通** ネットワークの一定サービス水準の維持

目指すべき都市の骨格構造

目指すべき都市の骨格構造は、都市計画マスタープランに位置付けられている将来都市構造の「ゾーン」「エリア」「拠点」「軸」を基本として、『社会情勢等の変化に柔軟に適応した集約連携型のまち』を目指します。

<都市計画マスタープラン 将来都市構造図(案)>

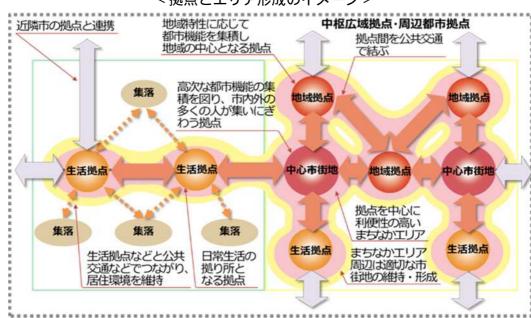




1 拠点やエリア形成の考え方

人口動向・都市基盤の状況や交通ネットワークに応じ、拠点を類型化します。各拠点の役割に応じて都市機能を配置することとし、日常生活に必要な機能は、生活の密着度に応じて高次の拠点でカバーすることを基本とします。

合わせて、拠点周辺において利便性の高い居住のエリアを形成することで、集約連携型のまちの実現を目指します。なお、長期的には生活の場を生活拠点へ緩やかに移行することも視野に入れ、事業者・市民との協働や住民自助・共助による機能確保などを検討します。



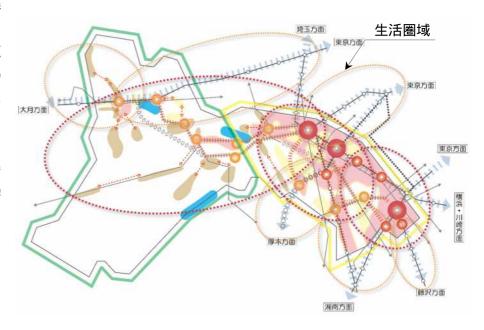
< 拠点とエリア形成のイメージ >

2 拠点と生活圏域の考え方

拠点の類型や担うべき役割等に応じて生活圏域、拠点・集落間のつながりを形成します。 生活圏域は、高次の拠点ほど広範囲のものとなり、周辺都市の拠点と連携・補完するものもあります。

また、今後の人口減少を踏まえ、拠点の位置付けをこれまで 以上に明確化し、拠点周辺に居 住のエリアを形成します。

< 拠点と生活圏域のイメージ >



立地の適正化に関する基本方針

1 立地の適正化に関する基本方針

立地の適正化に関する基本方針は、前述の人口減少等に伴う<u>「課題」</u>の解決や<u>「目指すべき都市の骨</u>格構造」の実現に向けて、次のとおり設定します。

【 方針1】人口減少下でも利便性が維持される居住地形成

- ・日常生活に必要な機能を集積した拠点形成
- ・利便性の高さを維持するための人口密度維持(都市部)
- ・日常生活に必要な機能を維持するための人口密度維持(中山間地域)
- ・防災・産業振興等を考慮した居住地形成

【 方針2 】魅力あるまちなかの賑わい形成

- ・三大都市圏及び首都圏南西部の広域交流機能の誘導による"中心市街地"の魅力づくり
- ・東京・横浜等との広域交流機能の誘導による"中心市街地や地域拠点"の魅力づくり
- ・生活圏域の暮らしを支える高次機能の集積
- ・広域交流を促す交通結節機能の充実

【 方針3 】生活圏域を支える公共交通網の形成

- ・都市の骨格構造を支える公共交通沿線人口の維持
- ・拠点間や生活圏域内におけるネットワーク形成

【 方針4 】柔軟性のある都市構造形成

- ・社会情勢等の変化に柔軟に対応できる拠点形成(誘導施設の誘導)
- ・拠点の類型や周辺都市拠点との役割分担による都市機能の維持
- ・人口減少等の変化に対応した柔軟な移動手段の確保
- ・大規模な自然災害の発生にも対応できる防災・減災を踏まえた居住地形成



社会情勢等の変化に柔軟に適応した集約連携型のまちへ

立地適正化を図る上でのポイント

都市部

居住及び都市機能の維持・確保による、利便性の維持 高次の拠点等の需要の多い箇所への 都市機能誘導による魅力づくり 市街化区域縁辺部等における適切な 居住誘導

中山間地域

既存都市機能の維持・確保による 中山間地域の生活圏域の保全 災害八ザードへの対応 都市部と中山間地域を結ぶネットワーク、 用途地域外の集落のネットワークの確保

庁議(政策会議) 案件申込書

申込日 平成31 年 1 月 23 日 案件名 ホームドア整備促進事業の実施について 都市建設 まちづくり計画 部 交通政策 担当者 内線 X 所管 局 健康福祉 部 障害政策 担当者 福祉 課 内線 X 駅利用者のホームからの転落や列車との接触を防止し、安全・安定輸送の確保による利便性向上を図るため、 概 要 鉄道事業者が実施するホームドアの設置に要する経費の一部に対し、補助金を交付するもの 鉄道事業者が設置するホームドアに対する補助制度について 審議内容 事業者、国、県、市の負担割合及び負担金額について (論点) 今後のスケジュールについて 施策番号及び 実施計画の なし 位置付け 実施計画事業名 平成30 政策調整会議 平成31 21 関係課長会議 年 9 月 4 年 1 月 Н \Box 審議(希望)日 局·区経営会議 \Box 平成31 1 24 \Box 缶 月 政策会議 年 月 条例等の調整 要綱 制定あり 議会上程時期 報道への情報提供 資料提供 日程等 パブリックコメント なし 時期 議会への情報提供 資料提供 平成31年3月 調整事項 審議会等、協議 なし 個人情報の目的外利用等 なし 会等の設置 関係部局名等 調整項目 調整状況 福祉部 要綱内容・スケジュールについて 調整済 関係部局との 調整 財務課 補助制度の新設について 調整済 総務法制課 要綱内容 調整中 打合せ・会議の経過 検討経過等 月 日 会議名等 H29.5.9 九都県市首脳会議 ホームドア整備の支援拡充等について H29.11.13 九都県市首脳会議 ホームドア整備の自治体の財源確保、ソフト施策の実施について H30 4 25 ホームドア整備の支援方策の検討・取組及び啓発活動の実施について 九都県市首脳会議 H30.5.15 |ホームドア設置促進連絡調整会議 |県補助要綱の改正、鉄道事業者の設置スケジュールについて H30.7.23 九都県市首脳会議 ホームドア整備の支援方策の検討・取組及び啓発活動の実施について 「共にささえあい生きる社会 さがみはら障害者プラン」(H30.3)(基本施策7)にて駅ホームドア導入促進の記載あり。 考 備 上部庁議へ付議する。 原案を (政策会議) 政策調整会議 の結果等 【関係課長会議】 矢部駅、古淵駅は補助対象とならないのか。 補助要綱を満たさないため、対象とならない。 国の補助が無い場合でも、補助を行うのか。 鉄道事業者が整備を行うのであれば、市の単独でも補助対象経費の12分の1までは補助する。 【事務事業調整会議】 ○JR町田駅でさえホームドア整備が片側1島のみに留まっている中で、市内駅での整備が可能なのか。 JR東日本からは、乗降客が集中して事故の危険性がある駅からホームドアを整備する考えや、本件の補助対象として 掲げた駅での整備を進めたいという意向が示されていることから、整備は進むものと考える。 これまでの 庁議での 【政策調整会議】 主な意見 ホームドア設置にあたり、技術的な基準はあるのか。 ホームドア設置後のホームの余裕幅等の基準があり、鉄道事業者で基準を満たすように設計している。 市からの補助金額の上限の設定はしないのか。 現状では整備実績が少なく、標準価格が割り出せないものと考えており、適正な上限額の設定が困難である。 設備の更新の際には、再度補助するのか。 設備の老朽化に伴う更新は鉄道事業者にて行うべきと考えているため補助しない。

事案の具体的な内容

(1)事案の概要

平成28年8月の青山一丁目駅(銀座線)にて盲導犬を連れた利用者がホームから転落死した事故など、障害者がホームから転落する事故が多く発生したことを受け、国が同年8月、「駅ホームにおける安全性向上のための検討会」を設置し、同年12月、1日の利用者が10万人以上の駅について、原則として平成32年度までに整備することなどを盛り込んだ「中間とりまとめ」を示した。

こうしたことから、本市においても、市内駅におけるホームドアの整備を促進し、駅利用者の 安全性向上を図るため、鉄道事業者に対する補助制度を新設するものである。

平成28年 8月 青山一丁目駅(銀座線)転落事故発生

国が「駅ホームにおける安全性向上のための検討会」を設置。

平成28年 12月 「駅ホームにおける安全性向上のための検討会」中間とりまとめ

- ・1日の利用者が10万人以上の駅について、原則として平成32年度までに整備。
- ・鉄道事業者、国、地方公共団体の三位一体の取組により進めていく。
- (2)各鉄道事業者のホームドア整備に関するプレス発表状況
 - ・京王電鉄 1日の利用者数が10万人以上の駅へ整備
 - ・小田急電鉄 平成34年度までに1日の利用者数10万人以上の駅へ優先して整備
 - ·JR東日本

平成32年度第1四半期までに整備する駅

山手線、京浜東北・根岸線を中心に62駅を整備。

平成32年度第2四半期以降、平成44年度末頃までに整備する駅

上記の62駅の他、平成44年度末頃までに東京圏在来線の主要路線268駅を整備。

なお、駅の乗降人員や車両の扉位置などを考慮し、平成37年度末までに、

以下線区のうち120 駅程度を整備。

対象路線:京浜東北線、根岸線、常磐線,中央:総武線(中野-西船橋間)、

中央線(東京-立川間)、青梅線(立川-拝島間)、**横浜線(東神奈川-橋本間)**、 南武線,埼京·川越線(池袋-川越間)

(3)市内駅のホームドア整備への補助制度(案)

対象 1日の平均利用者数が10万人以上の鉄道駅

対象駅∶JR橋本駅、小田急線相模大野駅

視覚障害者を支援する施設の最寄駅

対象駅: JR相模原駅、JR淵野辺駅

対象経費 ホームドア製作及び設置、設置に係る付帯工事に要する経費の1/12

(上限額等) 整備全体の負担割合:鉄道事業者1/2、国1/3、県1/12、市1/12

ホームの補強工事に係る経費等は補助対象としない。

(例)ホーム1列に設置する場合、補助額は17,000千円程度

(約200,000千円×1/12)

事業の流れ 前年度:事業着手の前年度5月末までに、市に事前計画書を提出 予算措置

1年目:交付申請 交付決定 事業着手(事業完了 補助金交付)

2年目:事業完了 補助金交付

*単年度工事の場合は1年目に補助金交付まで行う。

(4)財源確保の考え方

次期実施計画への位置付けとともに、庁内で調整を図る。

(5)事業実施の効果

鉄道利用者の安全性向上

安定輸送の確立(利用者のホーム転落防止による列車遅延回避)

(6)今後のスケジュール

9月~ 庁議

補助要綱、様式の作成

3月 補助要綱の策定

平成31年1月24日

1 災害救助法改正に伴う救助実施市の指定申請について

(説明者:副危機管理監)

(1)主な意見等

より一層、市民の安全・安心を守る取組となるので、市民や議会に向けた周知を 図ってもらいたい。

○ みなし仮設住宅についても、効力発生日までに調整を進めておく必要があると思われるが、いかがか。

みなし仮設住宅は、応急仮設住宅と同様に県の広域調整の対象に含まれるものと認識しているため、4月1日以降、速やかに救助実施できる体制を整えられるよう、引き続き県との調整を進めてまいりたい。

(2)結果

原案のとおり承認する。

(3)特記事項

なし

2 次期総合計画 基本構想(案)について

(説明者:企画部長)

(1) 主な意見等

なし

(2)結果

原案のとおり承認する。

(3)特記事項

なし

3	次期都市計画マスタープラン全体構想骨子及び立地適正化計画基本方針に
	ついて

(説明者:まちづくり計画部長)

(1)主な意見等

なし

(2)結果

原案のとおり承認する。

(3)特記事項

なし

4 ホームドア整備促進事業の実施について

(説明者:まちづくり計画部長)

(1)主な意見等

JR橋本駅でのホームドア整備については、リニア中央新幹線の駅設置に伴う一連の整備事業との整合が取れているのか。

事業者からは、ホームドア設置に支障はない旨、見解をいただいている。

○ 京王橋本駅については、補助制度の要件である 1 日の平均利用者数を満たしていないが、ホーム移設も想定されている中で、駅空間としてホームドアをどう考えているか。

京王橋本駅は、リニア中央新幹線の駅設置に伴う橋本駅周辺のまちづくりの中で、検討していく必要があると考えている。

(2)結果

原案のとおり承認する。

(3)特記事項

なし

以上